

1

2

3

4

5 長崎県生物多様性保全戦略 2026-2030

6 素案

7

8

9

10

11

12

13

14

15 令和 7 年 12 月

16 長 崎 県

17

1	目	次
2		
3	前文	1
4	県戦略の改定	1
5	県戦略の構成	3
6		
7	第Ⅰ部 基本計画編	
8	第Ⅰ章 生物多様性の保全が必要な理由	6
9	1. 生物多様性とは	6
10	2. 生物多様性保全の大切さ	8
11	(1) 生きものがうみ出す大気と水－基盤サービス	8
12	(2) 暮らしの基礎（生活・産業）を支える－供給サービス	8
13	(3) 文化の多様性を支える－文化的サービス	9
14	(4) 安全で快適な暮らしをもたらす－調整サービス	11
15	3. 長崎県の生物多様性の特徴－不思議の海の島しょワールド	12
16		
17	第Ⅱ章 生物多様性を取り巻く現状と課題	15
18	1. 社会情勢の変化及び国内外の動向	15
19	2. 県戦略の取組と評価	24
20	3. 県民の意識の変化	31
21	4. 長崎県の生物多様性の危機の現状	34
22	5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題	46
23		
24	第Ⅲ章 2050年目標	49
25		
26	第Ⅳ章 行動目標（2025年目標）	51
27		
28	第Ⅱ部 行動計画編	
29	第Ⅰ章 行動計画の趣旨と計画期間	54
30		
31	第Ⅱ章 行動計画	54
32	1. 行動計画の施策体系	54
33	2. 行動計画	55
34		
35	第Ⅲ章 戦略の推進	76
36	1. 県戦略の推進	76
37	2. 県戦略の見直し	76
38	3. 各主体の役割	76
39		

1 【前文】

2 長崎県では、環境保全への取組を体系的に整理し、総合的かつ強力に推進するための拠り
3 所となる「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」(以下「県未来環境条例」という。)
4 を平成 20 年 3 月に制定しました。この中で、「知事は生物多様性の保全を図るために基本
5 戦略「長崎県生物多様性保全戦略」を策定し、生物多様性の保全に関する基本構想のほか、
6 基本的又は重要な事項を定める」こととされています。

7 平成 20 年 6 月には生物多様性基本法が施行され、生物多様性国家戦略の策定が国の責務
8 として法定化されるとともに、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、
9 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)の策
10 定に努めることとされました。

11 このため、長崎県では、県未来環境条例及び生物多様性基本法に基づく「長崎県生物多様
12 性保全戦略」(以下「県戦略」という。)を平成 21 年 3 月に策定しました。

13 この間、国際的な議論が進み、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様
14 性条約第 10 回締約国会議(COP10)で世界目標である「愛知目標」が策定され、令和 3
15 年から令和 4 年にかけて開催された COP15 では愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「昆明・
16 モントリオール生物多様性枠組」として採択されました。

17 国においては、生物多様性基本法に基づく初めての法定計画となる生物多様性国家戦略
18 2010 を平成 22 年 3 月に策定し、平成 24 年 9 月には、COP10 の成果や平成 23 年 3 月
19 に発生した東日本大震災の経験などを踏まえ、生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定さ
20 れました。令和 5 年 3 月には、昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に向けて、生物
21 多様性国家戦略 2023-2030 が策定されました。

22 県では、国内外の取組の進展を受けて県戦略の改定を重ね、平成 26 年 12 月に長崎県生
23 物多様性保全戦略 2014-2020 を、令和 3 年 3 月に長崎県生物多様性戦略 2021-2025 を
24 策定しました。

25 【県戦略の改定】

26 前回の改定以降、県では地域性あふれる自然環境を再生するための民間団体への活動支
援や長崎県レッドリスト及び長崎県外来種リストの改定をはじめ、生物多様性の保全に向
けた取組を進めてきました。今般、前回の改定から 5 年が経過し、行動計画の計画期間が最
終年度を迎えたことから、県戦略の改定を行うこととしました。

27 今回の改定では、いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」の実現を目指し、人
28 口減少や少子高齢化、それによる土地利用変化などの国内・県内の社会変化、並びに生物多
29 様性や気候変動を巡るグローバルな動向を踏まえた議論を行い、民間事業者をはじめとした
30 より多様な主体による生物多様性の保全を進めることや、自然をより適切に保護管理す
31 ること、不確実性を踏まえた対応などを重要な観点として取り上げました。

32 県戦略の改定にあたっては、令和 7 年 1 月に長崎県環境審議会へ諮問を行い、同審議会自
然環境部会で検討を進めました。令和 7 年 12 月(P)にパブリックコメントを実施し、令
33 和 8 年 2 月(P)、長崎県環境審議会から戦略案の答申をいただき、県議会の意見も伺った上
34 で策定したものです。

1 【長崎県生物多様性保全戦略の位置付け】

2 <法令上の位置付け>

生物多様性基本法 平成20年6月施行

- ・生物多様性国家戦略の策定が国の責務として法定化

〔生物多様性国家戦略の策定等〕抜粋

第十一條

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

生物多様性国家戦略2023-2030

- ・都道府県及び市町村は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）の策定に努める

〔生物多様性地域戦略の策定等〕抜粋

第十三条

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」（未来環境条例）平成20年3月制定

- ・知事は生物多様性の保全を図るために基本戦略「長崎県生物多様性保全戦略」を策定し、「生物多様性の保全に関する基本構想のほか、基本的及び重要な事項を定める」こととされている

〔長崎県生物多様性保全戦略〕抜粋

第43条 知事は、生物多様性（多様な生態系が存在すること、多様な種が存在すること及び種内において遺伝子形質の異なる個体が存在することをいう。以下同じ。）の保全を図るために基本戦略（以下「長崎県生物多様性保全戦略」という。）を定めるものとする。

2 長崎県生物多様性保全戦略には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）生物多様性の保全に関する基本構想

（2）自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これら地域に係る生物多様性の保全のための施策に関する基本的な事項

（3）希少野生動植物種及び希少野生動植物種保存地域の指定その他希少野生動植物種の保護に関する基本的な事項

（4）その他生物多様性の保全に関する重要な事項

3 知事は、長崎県生物多様性保全戦略を定めたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。

4 前項の規定は、長崎県生物多様性保全戦略の変更について準用する。

長崎県生物多様性保全戦略2026-2030

3

4 <計画上の位置付け>

長崎県総合計画

- ・県政運営の指針や考え方を県民に分りやすく示した総合計画

計画期間：2026年度～2030年度

基本理念：

「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」

基本理念を実現するための5つの柱

- 1 こども
- 2 くらし
- 3 しごと
- 4 にきわい
- 5 まち

基本戦略1 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

基本戦略2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる

基本戦略3 安心して生活できる環境づくりを推進する

施設5 水・大気環境の確保と生物多様性の保全

事業群① 水環境の保全推進

事業群② 大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進

事業群③ 大気環境の保全の推進

事業群④ 生物多様性の保全

事業群⑤ 自然の恵みに関する理解促進と活用

長崎県環境基本計画

第5次長崎県環境基本計画

- ・長崎県環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画

計画期間：2026年度～2030年度

めざすべき環境像：

「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」

基本目標 I 脱炭素型の社会づくり

基本目標 II 人と自然が共生する社会づくり

施策の方向性 生物多様性の保全

事業群 ①生物多様性が確保された地域の拡大

事業群 ②多様な主体による保全活動の促進

施策の方向性 自然の恵みに関する理解促進と活用

事業群 ①社会経済活動における各主体の理解促進

事業群 ②自然とふれあえる利用環境づくり

基本目標 III 循環型社会づくり

基本目標 IV 安全・安心で快適な環境づくり

長崎県生物多様性保全戦略

長崎県生物多様性保全戦略2026-2030

- ・長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する指針

計画期間：
2026（令和8）年度
～2030（令和12）年度

『いきもとの人々がにぎわう「ながさきの未来環境』』の実現

生物多様性国家戦略

1 【県戦略の構成】

2 県戦略は、第1部の「基本計画編」と第2部の「行動計画編」から構成されています。

4 「第1部 基本計画編」

5 第1章 生物多様性の保全が必要な理由

6 生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様
7 性があることや「生物多様性の大切さ」、「長崎県の生物多様性の特徴」について記述し
8 ています。

10 第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題

11 「社会情勢の変化及び国内外の動向」、「県戦略の取組と評価」、「県民の意識の変化」、
12 「長崎県の生物多様性の危機の現状」を整理したうえで、「長崎県の生物多様性の保全と
13 持続可能な利用に向けた課題」を記述しています。

15 第3章 2050年目標

16 県戦略が2050年までに目指す3つの「目標」を掲げています。

18 第4章 行動目標（2030年目標）

19 2050年目標の実現に向け、令和12（2030）年度までに重点的に取り組むべき行動の
20 方向性を5つの「行動目標」として示しています。

22 「第2部 行動計画編」

23 第1章 行動計画の趣旨と計画期間

24 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とし、その期間内に実
25 施する取組を「行動計画」として定めることを記述しています。

27 第2章 行動計画

28 第1部第4章の5つの行動目標に対応する形で今後の取組を記述しています。

30 第3章 戰略の推進

31 実施状況の点検・公表により県戦略の推進を図っていくこと、行動計画の最終年度である令和12（2030）年度を目指して県戦略の見直しを行うことを記述しています。

33 また、県戦略の達成に向けて、県民や市民団体、農林水産業者、企業、行政の各主体に
34 期待される役割を例示しています。

1 なお、県未来環境条例で県戦略に定めることとしている「生物多様性の保全に関する基
2 本構想」は、主に第1部基本計画編の第3章に記述し、「自然環境保全地域及び緑地環境
3 保全地域の指定その他これらの地域に係る生物多様性の保全のための施策に関する事項」
4 及び「希少野生動植物種及び希少野生動植物種保存地域の指定その他希少野生動植物種
5 の保護に関する基本的な事項」については、主に第2部行動計画編の第2章に記述してい
6 ます。

7

長崎県生物多様性保全戦略2026-2030の構成

前文 県未来環境戦略、生物多様性保全法、生物多様性国家戦略、愛知目標 **県戦略の改定** 改訂の目的、狙い、策定経緯 **県戦略の構成**

第1部 基本計画編

第1章 生物多様性の保全が必要な理由

1. 生物多様性とは

- ① 生態系の多様性 ② 種の多様性 ③ 遺伝子の多様性
- 個性とつながり 個体それぞれの違い、生きもの・生態系・いのち・地域間のつながり

2. 生物多様性保全の大切さ

- (1) 生きものがうみだす大気・水 (2) 春らしの基礎 (生活・産業) を支える
- (3) 文化的多様性を支える (4) 安全で快適な暮らしをもたらす

3. 長崎県の生物多様性の特徴

- (1) 地理・地形的特性 (2) 植物相の特徴 (3) 動物相の特徴

第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題

1. 社会情勢の変化及び国内外の動向

- (1) 社会情勢の変化
 - ・人口減少、少子高齢化や過疎化の進行
- (2) 国内外の動向
 - ・昆明・モントリオール生物多様性枠組 ・移行 (トランジション)
 - ・生物多様性国家戦略②2023-2030 ・30 by 30目標
 - ・ネイチャー・ポジティブ経済 ・法律の改正等

2. 県戦略の取組と評価

- (1) 取組の実施状況
- (2) 県戦略の評価
 - ・5つの行動目標の達成に向けた122の取組の実施状況
 - ・29の指標の達成状況の確認

3. 県民の意識の変化

- (1) 生物多様性に関する認識の変化
- (2) 生物多様性の保全に関する県民の意向
- (3) 生物多様性に関する取組への参画

4. 長崎県の生物多様性の危機の現状

- 第1の危機 (人間活動や開拓による影響)
 - 第2の危機 (自然に対する働きかけの縮小による影響)
 - 第3の危機 (人間により持ち込まれたものによる影響)
 - 第4の危機 (地球環境及び近隣諸国等の社会経済活動に伴う危機)
- 危機の背景にある社会経済の状況

5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題

- 課題① 認知度の質、行動変容、社会経済活動における配慮 課題② 法規制に加えより積極的な保全措置が必要
- 課題③ 外来種や増えすぎた獣害による被害の拡大 課題④ 自然資源の持続的な活用による地域活性化 課題⑤ 情報基盤の整備と人材・体制づくり

第3章 2050年目標

2050年目標

- I 県民、事業者、行政等の多様な主体により生物多様性の恵みの重要性が理解され、意思決定や行動に反映されている社会
 - II 種の絶滅なく、多様な生態系の保全・再生が図られ、多くの生きものが生息・生育し、生物多様性の恵みをもたらす自然環境が持続的に確保されている社会
 - III 生物多様性の恵みの持続可能な活用により、地域が盛りわい、人と自然が共生している社会
- ながさきの恵み豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を基礎とした活力あふれる地域づくりを進め、『いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境』』の実現を目指す

第4章 行動目標

行動目標（2030年目標）

- 1 生物多様性の恵みについての多様な主体の理解を深め、各主体の行動と連携強化につなげる
- 2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する
- 3 健全な生態系の確保に向けて、自然環境を適切に管理する
- 4 自然資源を持続的に活用し、魅力ある地域づくりを進める
- 5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備と人材育成・体制づくりを進める

第2部 行動計画編

第1章 行動計画の趣旨と計画期間

計画期間 2026（令和8）年度から2030（令和12）年度まで

第2章 行動計画

1. 行動計画の施策体系

2. 行動計画

- 行動目標1 生物多様性の恵みについての多様な主体の理解を深め、各主体の行動と連携強化につなげる

(1) 自然の関心を高め、生物多様性の楽しみの理解を深める。(2) 多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する

- 行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する

(1) 地理的・歴史的特徴を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る。
(2) 各少野生動物などを保護する重要な地域を核として、株式会社の保全活動による面的の保全を促進する
(3) 自然共生サイトの認定等、民間主体の保全活動による面的の保全を促進する

- 行動目標3 健全な生態系の確保に向けて、自然環境を適切に保護管理する

(1) 斎戒場（国外、国内由来外来種）等に関する理解を深め、放生防止を図る。(2) 斎戒場などの便益・定期・候鳥による生態系などへの被害発生を回避する
(3) 野生鳥獣などの適正な管理を図る。

- 行動目標4 自然資源を持続的に活用し、魅力ある地域づくりを進める

(1) 自然資源を活用した農業を育てる。(2) 自然資源を活用した地域づくりを進める。

- 行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備と人材育成・体制づくりを進める

第3章 戦略の推進

- 1. 県戦略の推進 2. 県戦略の見直し 3. 各主体の役割

1 【第Ⅰ部 基本計画編】

2 第Ⅰ章 生物多様性の保全が必要な理由

3
4 Ⅰ. 生物多様性とは

5 私たち人間は、およそ 40 億年という生命の歴史の中で適応、進化してきた 3,000 万
6 種とも言われる地球上の生きものの 1 種です。現在、地球上の様々な生態系から様々な
7 恵みを受け、他の生きものの命を授かって生きています。そして、様々なタイプの生態
8 系が見られ、生きものの種類が多いほど、つまり、生物多様性が豊かであるほど、気候
9 変動などの環境変化に対しても、生物多様性の恵みを受けて柔軟に適応できる可能性は
10 高まり、私たちの暮らしの安全性も高まると言われています。

11 平成 5 年 12 月に発効した「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」では、
12 生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、①生態系の多様性、②種の
13 多様性、③遺伝子の多様性という 3 つのレベルでの生物の多様性があるとしています。
14

15 ①生態系の多様性

16 生態系の多様性とは、日本国内であっても北から南までのそれぞれの地域、また、海、
17 山、川など、それぞれの環境によって、いろいろなタイプの自然環境があり、多様な生
18 態系が形成されていることです。

19 生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3) では、生態系別の状態の
20 評価に用いる区分として 6 つの生態系（森林生態系、農耕地や二次草原などの農地生態
21 系、公園緑地などの都市生態系、河川や湿原などの陸水生態系、干潟や砂浜、岩礁などの
22 沿岸・海洋生態系、島しょ生態系）に分けられますが、実際はこれらが複雑に重なり
23 あい、それぞれ特徴的な自然環境が形づくられています。例えば、同じ海の生態系であ
24 っても、大村湾や九十九島周辺などの内湾と対馬や五島などに広がる外洋とでは、生き
25 ものの種類も随分異なった生態系が見られます。



30 ②種の多様性

31 種の多様性とは、地球上にはいろいろな種類の動物や植物、菌類、バクテリアなどが
32 生息・生育している状態のことです。例えば、動物は哺乳類や両生類などに分類できますが、
33 哺乳類に限っても、全世界で約 6,000 種が知られており、クジラのように大きなものから、
34 ヤマネやカヤネズミなどのように小さなものまで様々です。さらに、クジ
35 ラといっても、体長 30 m を超えて世界最大の動物といわれるシロナガスクジラから、
36 大村湾や有明海にも生息する体長 1.5 m ほどのスナメリまでいます。



③遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種の生きものでありながら、個体によって、また、その生息・生育する地域によって、遺伝子レベルでいろいろな違いがあることです。例えば、長崎県の県花であるミヤマキリシマ（雲仙ツツジ）の花の色は、紫、赤、ピンク、白など非常に変化に富んでいますが、これは遺伝子の違いによるものです。また、メダカは北日本集団のキタノメダカと南日本集団のミナミメダカに区別されますが、いずれも遺伝的に複数の地域集団に分けられることが知られています。さらに、ゲンジボタルの地域による発光間隔の違いなども遺伝子の多様性によるものと言われていますが、全国的には4秒に1回の東日本型、2秒に1回の西日本型、3秒に1回の中間型に加えて、五島列島に特有の1秒に1回点滅する個体群が生息することが分かっています。



このように自然界の様々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在していることを踏まえ、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要です。

その際、絶滅危惧種以外のいわゆる普通種についても、生態系の「つながり」を構成する基盤として、現状把握や保全を図ることが必要です。

2. 生物多様性保全の大切さ

地球上には様々な自然の中に、それぞれの環境に順応して進化した多様な生きものが存在し、相互につながり、支えあって生きています。「生物多様性」は長い進化の歴史の中でつくり上げられてきたものです。現代の私たちの生活もこうした生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。「生物多様性」はその様々な恵みを通じて、地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えています。

(1) 生きものがうみだす大気と水—基盤サービス

私たちの呼吸に必要な酸素は大気の約 20 % を占めていますが、この酸素はラン藻類や多様な植物の 30 億年にわたる光合成の働きによってつくりだされてきました。今でも森林などを構成する植物などが二酸化炭素を吸収し、酸素を放出することによって、人間を含む動物、それに植物自身の生存環境が保たれています。

森林が豊かな地域で河川の水が清らかに枯れることなく流れるのは、森林による保水、水の供給、浄化の機能が働いていることによります。また、森林の基盤ともなる土壌は、分解者と呼ばれるバクテリアなどの微生物によって植物の葉や生物の死骸などが分解されることにより形成され、窒素・リンなどの栄養塩類の循環には森林や干潟などの生態系が重要な役割を果しています。

地球環境の変化が顕在化する中で、海洋は人間活動によって排出された二酸化炭素の約 3 割を吸収しており、二酸化炭素の吸収源として森林とともに重要な役割を果たしています。しかし、近年、海洋に蓄積される二酸化炭素が増加し、海洋酸性化が進行することにより、海洋生態系に悪影響を及ぼすことが予想されています。



(2) 暮らしの基礎（生活・産業）を支える—供給サービス

①私たちの生活を支える

私たちの毎日の食料、住まいや家具の材料となる木材、病気を治療するための医薬品など、私たち人間が生きていくために必要なほとんどのものが生物多様性からの恵みです。

例えば、長崎県は海に囲まれ、また、その海にもいろいろなタイプ（外洋、内湾、藻場、干潟など）があることから、豊富な種類の魚介類が水揚げされています。このように新鮮でいろいろな種類の海の幸を味わえるのは、身近なところに生物多様性に富んだ豊かな海があるからです。

また、木材は、性質や形状に応じて住居や道具、燃料に使われるほか、安らぎの生活空間の創出にも用いられるなど、精神的な面からも重要なものとなっています。さらに、植物繊維や動物繊維は、衣服の原料として使われるなど、私たちの暮らしに欠くことができないものとなっています。

このほか、インフルエンザの治療薬として利用されているリン酸オセルタミビル（販売名：タミフル）の原料は、中華料理の材料になる八角（トウシキミの実）から抽出されたシキミ酸をもとに合成されたものであるなど、医薬品や生活用品には生物資源に由来するものが少なくありません。

②産業を支える

水田や畑、森林、海洋などを基盤とする農林水産業は、私たちの生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動として県内の産業を支えており、経済の発展や社会環境の維持にとって重要な役割を果たしています。

また、生物の持つ様々な機能を有用物質の生産や健康・医療などの分野に利用するバイオテクノロジーを生かした産業もあります。例えば、品種改良を重ねて、生産性の高い品種や様々な気候に適応した品種が生み出されていますが、これは遺伝子の多様性を利用した技術にほかなりません。作物の遺伝的な多様性を保持することは、病害虫や疫病などの発生による社会的・経済的損失を防ぎ、生産資源の安定的な提供を可能とします。

このように生物資源は医薬品や化粧品、機能性食品などに利用されていますが、生物が持っている機能や形態、構造を真似たり、そこからヒントを得ることでも画期的な技術革新がもたらされています。バイオミミクリー又は生物模倣技術と呼ばれるもので、サメの肌を模倣することで水の抵抗を低減した水着などがその分かりやすい例です。

さらに、四季折々の自然景観は、地域性豊かな観光資源としても活用されており、生物多様性は産業を支える重要な基盤となっています。



水田 漁の様子

（3）文化の多様性を支える—文化的サービス

生物多様性の恵みは、衣食住をはじめとする私たちの暮らしあかりでなく、生業の手法、地域の食文化、民話や祭事、信仰を含む地域の文化にも影響を与え、地域色、地方色といった個性とその豊かさをつくりだしてきました。生物多様性が失われることは、私たちの普段の暮らしぶりを変化させるばかりでなく、自然と共生する中で、様々な経験と知恵によって育まれてきた技術や伝統を含む文化の多様性を失うことで、地域コミュニティのつながりの希薄化を招き、将来、個性を生かした固有の地域文化を発展させる可能性まで狭めてしまうことが危惧されます。

近年、身近な自然とのふれあいや自然が豊かな地域での体験活動を求めるニーズが高まる一方で、自然とのつきあい方を知らない子どもや大人が増えていると言われています。自然の中で遊び、自然と密接に関わることを知らないまま育つことが、精神的に不安定な状態を招く割合を高める一因となっているとの指摘もあります。

1 **①知恵・食文化**

2 地域によって形成されている生態系はそれぞれ異なるため、生息・生育する動植物に
3 も違いが生じます。このため、海産物や農産物も地域によって様々で、その違いは、食
4 べ方や保存方法にも表れています。

5 <鎮守の森と屋敷林>

6 神が宿る場所として、また、ご神体として祀られることで、各地に鎮守の森として自
7 然性豊かな森が残されています。また、壱岐の散居集落に見られる北西の季節風から家
8 屋を守るための防風林としての「背戸の山」や松浦市に見られるイヌマキやツバキを用
9 いた高生垣（「ひやーし」）が特徴ある姿で残っています。

10 <伝統漁法>

11 潮の干満の差を利用して石垣の内側に魚介類を誘い込む「スケ漁」（「石干見（いわほ
12 しみ）」「スクイ」「スケアン」など、各地で呼び名が違います。）などの漁法が各地で見
13 られます。

14 <養蜂>

15 対馬では、丸木をくり抜いた巣箱を使って、ニホンミツバチ（和蜂）による養蜂が行
16 われ、半年から1年をかけて、濃厚で栄養分に富んだ蜂蜜が採取されています。

17 <加工食品>

18 日本三大珍味の一つとして長崎に伝わる、ボラの卵巣で作る「カラスミ」、島原や対
19 馬に残るサツマイモの加工食品「ろくべえ」、雲仙市の「エタリ（カタクチイワシ）の
20 塩辛」などは個性的な食文化の代表例です。

21 **②民話・伝承**

22 昔から語り継がれてきた民話や言い伝えなどに登場する生きものも個性的です。普通、
23 人を化かすのはキツネやタヌキとされていますが、キツネやタヌキのいない対馬では、
24 カッパ（グワッパとも呼ばれ、カワウソあるいは別の生きものであるとも言われています。）
25 が人の化かし役です。そして、19世紀頃まで、対馬ではお稲荷様を祀る信仰もありま
26 せんでした（中川延良「樂郊紀聞」東洋文庫より）。

27 また、西彼杵半島などでは、子持ちの鯨を捕獲したばかりに、以来、鯨がさっぱり捕
28 れなくなったといった、自然とのつきあい方を戒める民話も残されています。上五島で
29 は、クジラの顎骨を鳥居として奉った海童神社も見られます。

30 **③地域の風習・祭り**

31 対馬では、毎年山の神祭りの日（1月16日）には、炭焼きや木材を扱う家々では神
32 主を呼び祝詞をあげ、山で働く人を呼んで酒を振る舞い、恵みをもたらす山の神に感謝
33 してきました。同様に、瀬祭り（4月8日）の日には、食料や肥料として重要であった
34 海藻を採取する海の恵みに感謝するとともに、豊作を祈願しました。

1
2 (4) 安全で快適な暮らしをもたらす—調整サービス

3 自然は時として大きな脅威となって災害をもたらす一方、健全な生態系は、私たちに
4 豊かな恵みと安全で快適な暮らしをもたらします。例えば、豊かな森林は大雨や強風に
5 よる被害を軽減し、マングローブ林やサンゴ礁は台風などによる高波から国土を守る防
6 波堤となったり、海岸侵食を防いだりするなど、私たちの暮らしに対する様々な影響を
7 和らげ、環境の変化を緩和してくれます。

8 長崎県でも、台風や大雨の際、海岸沿いの森林が海岸の侵食防止に役立っていること
9 が知られています。このほか、健全な森林が維持されている場合、土砂流出、斜面崩壊
10 や暴風などによる災害を防止、軽減します。

11 このように、私たちの「いのち」と「暮らし」は生物多様性を基礎として成り立っています。
12 このことを理解したうえで、現在だけでなく、未来の子どもたちのためにも、
13 「いのち」と「暮らし」の基礎となる生物多様性を保全し、生態系からの恵みを上手に
14 利用しながら引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務です。



3. 長崎県の生物多様性の特徴—不思議の海の島しょワールド

(1) 地理・地形的特性

日本の西の端に位置する長崎県は、無人島まで含めると、東西約 210 km、南北約 310 km にもわたる広がりがあり、その中に散在する大小約 1,500 という日本一多い島々（周囲 100 m 以上）、それに小さな岬や半島などの陸域によって構成されます。そのため、陸域面積は約 4,100 km²（全国面積の 1.1 %）と比較的小さな県でありながら、海域を含む県域としては九州本土に匹敵する広がりを持っています。

陸域は、平地に乏しく、急峻で起伏に富んだ山地が大半を占め、そのまま海岸に迫ることにより複雑に入り込んだ溺れ谷景観（リアス海岸景観）が各地に形成されています。一方、このような狭小な陸域にもかかわらず、雲仙山系や多良山系のように標高 1,000 m を超える火山性の山群がそびえています。さらにデイサイト、安山岩、玄武岩などの火成岩とともに頁岩、砂岩などの堆積岩、熱変性、圧力変性を受けた变成岩、それに蛇紋岩や石灰質砂岩など独特の性質（アルカリ性）の地質も見られ、これらは約 5 億年の歴史を経て形成されてきた地質構造によるものとされています。

また、長崎県の対馬から対岸の韓国釜山までは約 50 km と非常に近い距離にあるという地理的な特異性だけでなく、かつて、日本国土とアジア大陸は気候の変動によって接続と分断の歴史を繰り返し、長崎県はまさにその接点に位置するという地史的な特異性もあります。

一方、海岸は、五島や対馬などの侵食作用の激しい外洋性の海岸や、大村湾や有明海のような国内でも有数の閉鎖性内湾を擁するなど非常に変化に富んでいるほか、島が多く、また各所にリアス海岸が見られることから、海岸線の延長は約 4,200 km にも達して全国 2 位の長さとなっています。

また、本県の西岸に沿って黒潮から分かれた対馬暖流が南から北へ流れているため、緯度の割には隣接県と比べ温暖な気候となっています。

このような自然環境の特性は、さまざまな形で生物相に影響を与えており、分布限界にあたる南方系や北方系の動植物、石灰岩地帯や干潟など特殊な条件に適応する動植物、大陸に起源のある動植物、国境を越えて移動する動物、さらには長崎県でのみ確認されている固有の動植物など、特異な動植物の生息・生育は長崎県の生物多様性が豊かであることの一つの証です。



1 (2) 植物相の特徴

2 長崎県の植物相としては、主に以下のような特徴があります。

3 ①大陸系植物が多いこと：特に地理的に朝鮮半島に近い対馬をはじめ、壱岐、平戸島や県
4 下全体にも見られます。

5 ②南方系植物の分布が著しいこと：特に男女群島や五島列島をはじめ、主に琉球列島や南
6 九州に分布する亜熱帯植物で、ヘゴやギョボクなど長崎県が分布の北限となっている
7 ものが多くあります。島や半島が多く、海に囲まれているために最低気温が高いことが
8 大きな要因と考えられます。

9 ③北方系植物あるいは温帶性植物で、長崎県が分布の西南限のものがあること：ブナやコ
10 ハウチワカエデなどの温帶性の夏緑（落葉広葉）樹林の構成要素となる植物が日本列島
11 の西限として分布するほか、ハマニンニクやハマムギなど、北方系の海岸植物が南下し
12 ていることも特徴です。

13 ④長崎県固有種があること：島や半島などの隔離された環境が要因で、対馬や平戸に多く
14 見られます。

15
16 長崎県の地理的、地形・地質的および地史的要因は、その生物多様性を非常に変化に富み、
17 豊かなものにする一方、植生自然度別面積比率では、古くからの人と自然とのかかわりを反
18 映し、森林が 64 %（自然林 4.5 %、二次林 40.9 %、植林地 18.6 %）、農耕地などが
19 26 %を占めるなか、里地里山を代表する二次林・二次草原が 43 %を占めています。二次
20 林、農地、ため池や草原などの多様な環境が複雑に入り混じった里地里山において、多様な
21 生物がみられることも特徴です。



1 (3) 動物相の特徴

2 長崎県の自然環境や地理的な特性、それによって育まれた植物相を背景に、動物相について
3 ても多種にわたっています。

4 長崎県は、東南アジアから琉球列島を経て朝鮮半島や中国にかけて繋がる渡り鳥の移動
5 経路の中心に位置しています。秋になると北方からカモ類をはじめとする冬鳥が、また春、
6 初夏には南方からツバメ、ホトトギスなどの夏鳥がやってきます。特に、春と秋には、鹿児
7 島県出水地方とロシア・中国・モンゴルにまたがるアムール川流域などを行き来するたくさ
8 んのマナヅルやナベヅルが、長崎県の上空を通過したり、県内で羽を休めたりしています。
9 近年は数百羽のツルたちが諫早の干拓地で越冬するようになりました。さらにハチクマ、ア
10 カハラダカなどの渡りをするタカ類や、ヤマショウビンやコウライウグイス、ヤツガシラな
11 ど日本で観察されることがあまりない種も県内を通過したり一時休憩地として利用してい
12 ます。

13 また、南方から海流に乗ってやってきたアカウミガメが産卵のために上陸する海岸もあります。
14 さらに、アサギマダラやウスバキトンボといった昆虫類も季節風に乗り、長崎県に
15 飛来します。

16 日本でもっと多くの島を有する長崎県には、ツシマヤマネコやツシマテン、ダンジョヒ
17 バカリやゴトウタガエルなど、島嶼という隔離された環境下で独自の進化を遂げた動物
18 も少なくありません。

19 海域環境の豊かさは全国トップクラスの漁業生産量を支えるだけでなく、海域に生息す
20 る生物相を実に多様なものとしています。中でも大村湾、有明海、橘湾に世界最小のクジラ・
21 イルカの仲間であるスナメリが生息することや、大村湾などの内湾の汽水域に生息、生育す
22 る生物相の豊富さは国内屈指で特筆すべきものといえます。

23 しかし、陸水動物に関しては、起伏が激しく大きな平野の発達が少ないと長崎県の地
24 形的特性により、河川は規模が小さく、急勾配であることから、大雨や渇水などの自然災害
25 の影響を受けやすいため、純淡水生性の動物種は他県に比べると多くありません。それでも
26 2010年代になってからの壱岐における新種の淡水産エビの発見や、絶滅したとされていた
27 スナヤツメが西海市の河川で100年ぶりに確認されたことなどは、長崎県の生物相の奥深
28 さ、不思議さを感じさせてくれます。

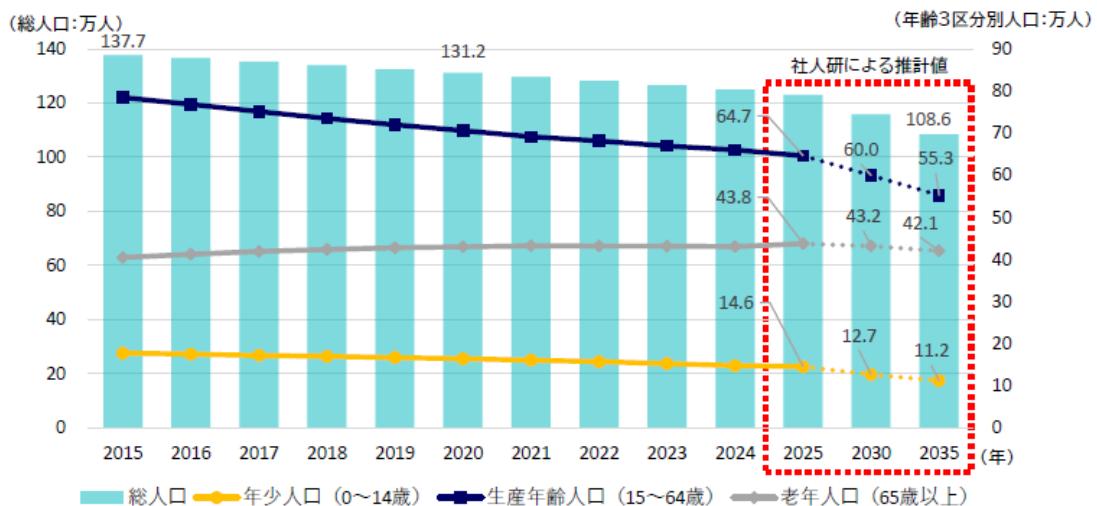


第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題

I. 社会情勢の変化及び国内外の動向

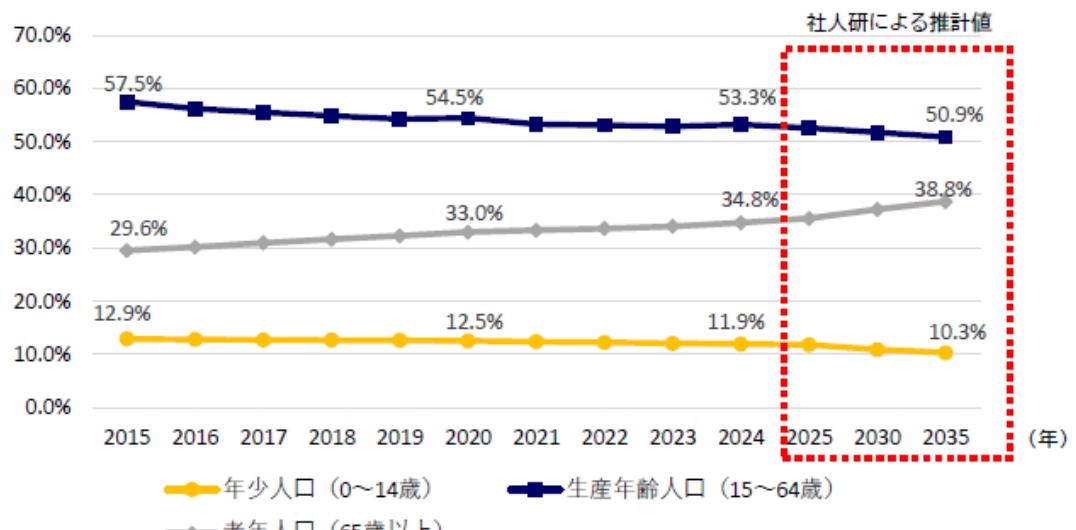
(1) 社会情勢の変化

長崎県の人口は、若年層の人口減少、婚姻数の減少、これに伴う出生数の減少により、依然として減少傾向が続いている、高齢化や過疎化が進行しています（図1、図2）。



（出典）総務省「国勢調査」（国勢調査実施年）、長崎県「異動人口調査」（国勢調査実施年以外）

図1 長崎県の総人口と年齢3区分別人口の推移と見通し

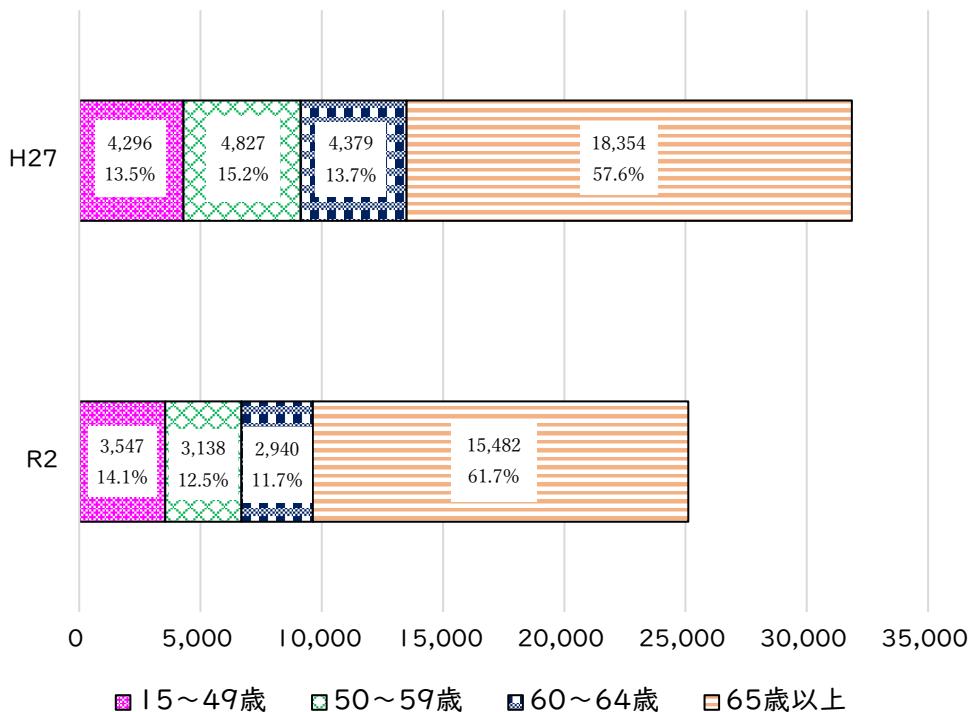
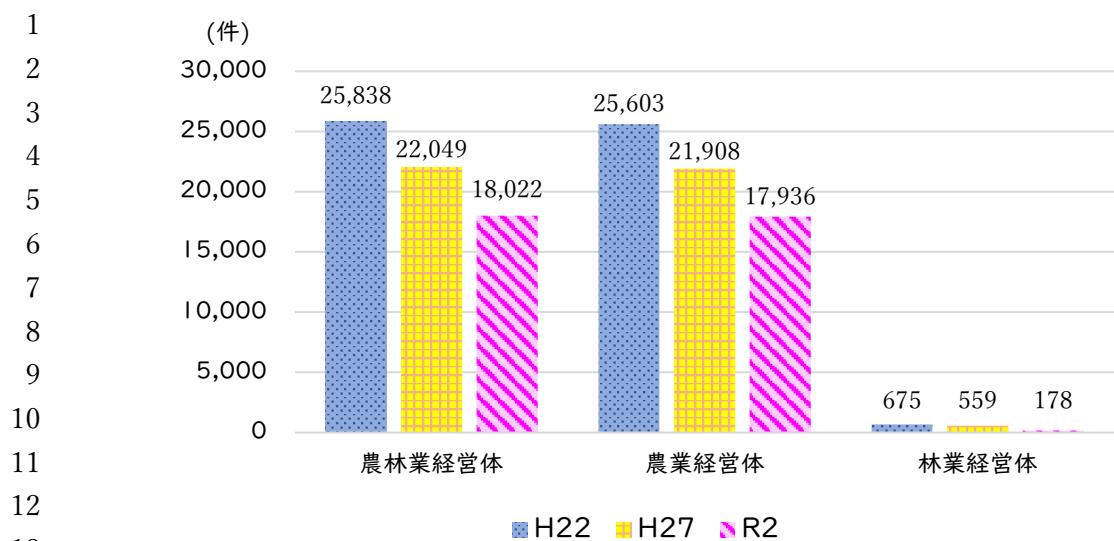


（出典）総務省「国勢調査」（国勢調査実施年）、長崎県「異動人口調査」（国勢調査実施年以外）

図2 長崎県の年齢3区分別人口の割合の推移と見通し

農林業センサスによれば、農業地域における里地里山の管理の担い手となる農林業経営体の数は5年前に比べ減少しており、減少率も上がっています（図3）。

農業経営体のうち農業を主たる仕事としている個人経営体の世帯員数（基幹的農業従事者数）についても5年前に比べ減少し、65歳以上が占める割合も上昇しています（図4）。



1 (2) 国内外の動向

2 令和3年3月の県戦略策定以降の、生物多様性の保全に関する国内外の動向のうち、主
3 なものを整理しました。なお、この間、気候変動の影響と考えられる夏季の高温化や豪雨
4 の多発、新型コロナウイルス感染症の流行、AI技術の急速な発展など、自然的・社会的な
5 変動の幅は大きく、予測が難しくなっており、不確実な環境下にあることを前提に生物多
6 様性保全を考える必要性が増しています。

7 I) 昆明・モントリオール生物多様性枠組

8 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、2019年に生物多様性及び生態系サービス
9 に関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により公表された「生物多様性と
10 生態系に関する地球規模評価報告書」や2020年9月に公表された地球規模生物多様性
11 概況第5版（GBO5）等が示した現状評価、気候変動や食糧生産、感染症、経済などの
12 関係分野を含む様々な国際的な議論を経て、令和4（2022年）12月にカナダのモント
13 リオールで開催されたCOP15第2部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標として採
14 択されました。

15 愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き目指すべき2050年目標と
16 して掲げられるとともに、その具体的姿が4つの2050年グローバルゴールで表現され
17 ています。また、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させ
18 るための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが、2030年ミ
19 ッションとして掲げられ、その実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動が、3つ
20 のグループから成る23のグローバルターゲットとして定めされました。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール	
自然と共生する世界の実現		
ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット	
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる		
生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8		実施と主流化のための ツールと解決策 ターゲット 14~23
人々のニーズを満たす ターゲット 9~13		

22 これらのターゲットには、2015年に策定されたSDGsのうち、特に生態系サービス
23 との関連が深いゴール14、15の達成に貢献するものだけではなく、社会や福利を含む
24 持続可能性に貢献する要素が多く含まれている点が特徴と言えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1

2 また、目標を実効的なものとするため、数値目標が設定されたことも新しい枠組の特
3 徴であり、その一つとして 2030 年までに陸と海の 30 %以上を保護・保全するいわゆ
4 る「30by30 目標」が組み込まれました。30by30 の目標の達成にあたっては、自然保
5 護を目的とした国立公園等の保護地域に加えて、OECM (other effective conservation
6 measures) の役割も重視されています。

7

8 2) 移行（トランジション）＝社会変革の必要性

9 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に向けた議論においては、2050 年ビジ
10 ョンを達成するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、土
11 地や森林、水資源、水産資源の利用、ならびに農業や食料システム、都市・インフラ、
12 気候変動、ワンヘルスなど様々な分野で移行（トランジション）が必要であることが認
13 識され、各分野でも議論が進みました。以下の分野は当県を巡る社会状況や土地利用な
14 どとも大きく関わりがあり、県内の生物多様性保全を考える上でも重要な議論です。

15 ① 気候変動

16 IPCC の報告書では、気候変動が生物多様性に対する大きな影響とリスクをもたらす
17 と認識されるとともに、生態系を活用した適応策が気候変動による人々や生物多様性、
18 生態系サービスへのリスクを低減することも指摘されています。一方で、森林や湿地を
19 始めとする自然環境が費用対効果の高い気候変動の緩和策であることも指摘されています。
20 このことから、近年の国連気候変動枠組条約の締約国会議における議論でも、気候
21 変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が強調されてい
22 ます。

23

24

1 ② 食料生産

2 GBO5 が指摘した移行が必要な八つの分野の半数が農林水産業に関連する分野です。
3 IPBES の報告書では、遺伝的多様性を含む生物多様性の消失は、多くの農業システムの
4 害虫、病原体、気候変動などの脅威に対する強靭性（レジリエンス）を損ない、世界の
5 食料安全保障にとっても重大な脅威になると指摘しています。国連によれば水産資源に
6 についても乱獲や汚染により減少を続けているとされています。世界的には今後も人口増
7 加が予測される中、持続可能な食料システムが必要であることが指摘されています。

8 ③ 感染症・ワンヘルス

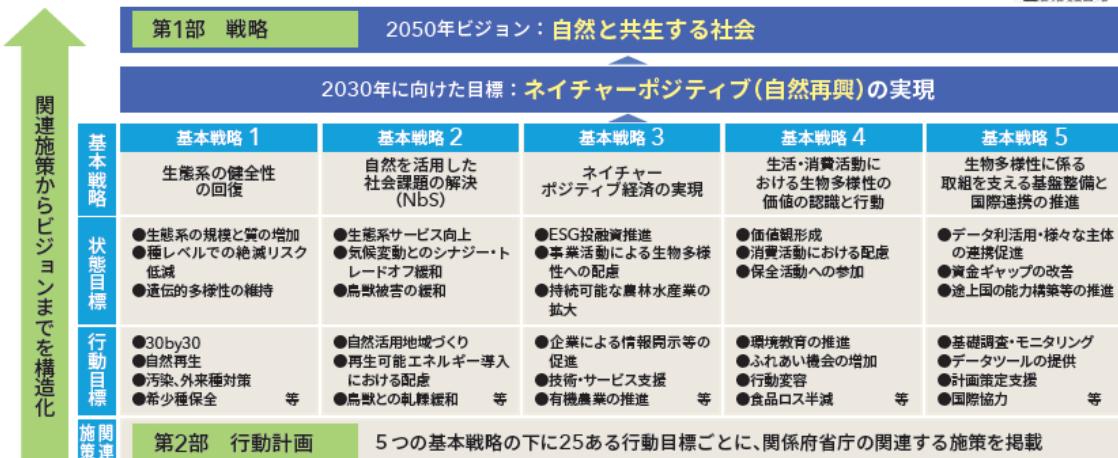
9 新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、新興感染症と生物多様性との関係に
10 も焦点があたりました。森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産
11 の増加等の土地利用の変化が新興感染症の発生要因となることが指摘されています。こ
12 れらは生物多様性の損失や気候変動を引き起こす要因と共通であるとして、人間の健康、
13 動物の健康、環境の健全性に統合的に取り組むワンヘルス・アプローチやプラネタリー・
14 ヘルスの考え方方が注目されています。

15 ④ 海洋環境

16 海洋は地球の表面の7割を占め、気候を含めた地球環境の調整や、食料、エネルギー、
17 資源等の供給源として重要な役割を担います。また、藻場・干潟等の「ブルーカーボン」
18 （沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）による気候変
19 動の緩和機能が注目されてきています。一方で、海洋生態系は、様々な環境の変動に対
20 し、悪化や回復の反応が陸上に比べて速く、また年ごとの変動が大きいとされており、
21 急激に変化している海洋環境に関する議論が高まりを見せてています。

22 3) 生物多様性国家戦略 2023-2030

23 令和5年(2023年)3月に策定された生物多様性国家戦略 2023-2030においては、
24 昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に向けて我が国において取り組むべき事項
25 が示されました。新たな目標として、2030 年までに自然を回復軌道に乗せるため、生
26 物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げられ、そ
27 の達成のために、「30by30 目標」をはじめ、自然資本を守り活用するための行動を実行
28 していくための戦略と行動計画が示されました。「生態系の健全性の回復」という従来か
29 ら生物多様性保全の主軸であった取組に加え、社会課題の解決、事業活動や生活・消費
30 活動における行動等に焦点を当てた戦略が並べられたことが大きな特徴と言えます。



4) 30by30 目標に向けた取組—自然共生サイトほか

30by30 目標の達成にあたっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、OECM の設定が重要であることを踏まえ、国では民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組み等の検討を行い、令和5年度から認定を開始しました。令和6年度までに328カ所が認定され、自然共生サイトのうち保護地域との重複を除外した区域は OECM として国際データベースにも登録されています。令和7年4月には、自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(地域生物多様性増進法)が施行され、令和7年度からは同法に基づき認定された実施計画の実施区域を自然共生サイトとすることになりました。

5) ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた取組

生物多様性分野での議論に加え、近年の経済界を取り巻く生物多様性に関する国際動向を踏まえ、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すため、国（環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）では令和6年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定しました。民間レベルでの国際的な動きとしては、生物多様性・自然資本に関する情報開示を求める自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD) が情報開示のフレームワークが令和5年9月に公表されており、経済活動における生物多様性への配慮の重要性がますます高まっています。

6) 生物多様性保全に関する法律の改正など

令和3年に改正された自然公園法では、地域主体の自然体験アクティビティの促進や利用拠点整備に関する法定計画が創設されるとともに、野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則強化が行われました。

令和4年に改正された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、令和5年4月にはヒアリ類が「要緊急対処特定外来生物」に指定され、対策が強化されました。また、同年6月にはアメリカザリガ

ニ及びアカミミガメが、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする
「条件付特定外来生物」に指定されました。さらに、本改正では特定外来生物による被害の防除が地方公共団体の責務となり、これを踏まえ、特定外来生物防除等対策事業を新設され、交付金による支援が行われています。

令和7年に改正された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）においては、クマ（九州においては平成24年に環境省が絶滅を宣言）やイノシシが人の日常生活圏に侵入することによる人の生命又は身体への危害を防止する措置として、地域住民等の安全を確保した上で緊急銃猟が可能となるなど、人と野生動物の軋轢の高まりを映し出しています。

近年の国内外、県内の生物多様性保全に関する主な動きについては、表1のとおりです。

<ワンヘルス・アプローチ～環境と、人と動物の健康>

ワンヘルス・アプローチの重要性を提起する課題として、近年拡がりが見られる「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」が挙げられます。

SFTSはマダニが媒介し、人にも動物にも感染する感染症で、全国での拡大傾向とともに長崎県内でも多くの感染報告があり、致死率の高い点からも警戒が必要です。拡がっている一因として、マダニを運ぶシカやイノシシなどの野生動物が増えていること、人口減少等により土地利用が変化することによってこれらの動物が人の生活圏にも入りやすくなっていることも指摘されています。さらには、ネコやイヌなどのペットを介して感染した例も確認されています。本計画で取り扱う里地・里山等における生物多様性保全の取組と、都市の生活衛生や人の健康の問題が密接に関係しており、連携した取組が重要です。

表 I　近年の国内外、県内の生物多様性保全に関する主な動き

年度	世界（◎）、日本（・）	長崎県（・）
2020年度 (R2)	<p>◎国連生物多様性サミット開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2050年カーボンニュートラル」を宣言 ・「ゼロカーボンパーク」の運用開始 ・「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」を公表（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県生物多様性保全戦略2021-2025」策定
2021年度 (R3)	<p>◎IPPC（気候変動に関する政府間パネル）が第6次評価報告書を公表</p> <p>◎G7コーンウォール・サミットにおいて「G7・2030年自然協約」が採択</p> <p>◎自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が設立（6月）</p> <p>◎「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録決定（7月）</p> <p>◎生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第一部が中国・昆明で開催（10月）</p> <p>◎気候変動枠組条約第26回締約公会議（COP26）が開催（10-11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然公園法」改正 ・「第13次鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」策定 ・「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「五島列島（下五島エリア）」日本ジオパーク認定 ・「第13次鳥獣保護管理事業計画」策定 ・雲仙八万地獄大雨災害発生
2022年度 (R4)	<p>◎IPBESが「自然の多様な価値と価値評価の方法論に関する評価」報告書を公表</p> <p>◎生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部がカナダ・モントリオールで開催（12月）</p> <p>◎「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「30by30アライアンス」設立（4月） ・「外来生物法」改正 <ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体の責務規定の追加 * 要緊急対処特定外来種と条件付特定外来生物の追加 ・「国立・国定公園総点検事業フォローアップ」結果公表（対馬が大規模拡張候補地に選定） ・「生物多様性国家戦略2023-2030」策定（3月） ・「農林水産省生物多様性戦略」改定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県レッドリスト」改定
2023年度 (R5)	<p>◎「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」開催</p> <p>◎IPBESが「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性民間参画ガイドライン（第三版）」公表 ・「自然共生サイト」認定制度開始 ・アメリカザリガニ及びアカミミガメが特定外来生物に指定 ・「ニホンジカ・イノシシの半減目標」の目標を2028年度まで延長 ・「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「島原半島世界ジオパーク」再認定 ・雲仙天草国立公園雲仙地域公園計画点検 ・国立公園雲仙指定90周年（3月）
2024年度 (R6)	<p>◎生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）開催（コロンビア・カリ、イタリア・ローマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第六次環境基本計画」閣議決定 ・クマ類が鳥獣保護管理法の指定管理鳥獣に指定 ・「日高山脈襟裳十勝国立公園」指定 ・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・「第5次レッドリスト（植物・菌類）」公表 ・「外来種被害防止行動計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙ネクスト上質化事業開始
2025年度 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣保護管理法」改正 <ul style="list-style-type: none"> * 緊急銃猟に関する規定の追加 ・「地域生物多様性増進法」施行 ・自然共生サイトの法制化 	<ul style="list-style-type: none"> ・西海国立公園指定70周年 ・「長崎県外来種リスト」改定(6月)

1 7) 循環共生型社会に向けた地域循環共生圏づくりの推進

2 「循環共生型社会」とは、第六次環境基本計画（令和5年閣議決定）で目指す持続
3 可能な社会として提唱された概念で、「循環」と「共生」を始め、累代の環境基本計
4 画が目指してきた概念を発展させ、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社
5 会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによっ
6 て経済社会が成長・発展できる文明を実現していく社会です。

7 また、「地域循環共生圏」は、各地域において持続可能な循環共生型の社会を構築
8 するため、第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）で提唱された概念です。各地
9 域が足もとにある資源を最大限活用し、市民やNPO、企業、金融機関などが連携・
10 協力して資源・経済・社会の総合的な循環を図り、地域活性化につなげようとするも
11 のです。第六次環境基本計画でも、循環共生型社会実現のための実践的なアプローチ
12 として強調されています。生物多様性分野においては、流域単位での取り組みや分野
13 横断的な連携により、森・里・川・海の連関を回復することなどによる経済・社会的
14 課題に対処することが重要です。

15 16) 他都道府県の取組事例

17 令和7年版環境白書によると、令和7年3月末現在で、全国で長崎県を含め47都
18 道府県、179市町村が生物多様性保全地域戦略を策定しています。また、地方公共
19 団体間の連携を図り、取組を向上するために「生物多様性自治体ネットワーク」が設
20 立されており、令和7年6月時点で202自治体が参画しています。

21 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等
22 に関する法律（生物多様性地域連携促進法）に基づき、25の自治体・地域で地域連
23 携保全活動支援センターが設置され、活動促進のための情報提供や助言、関係者のマ
24 ッチングの支援が行われています。同法及び同センターの位置づけは今後、地域生物
25 多様性増進法に引き継がれます。

26 外来種対策の推進のため、令和5年時点では、33の自治体が外来種条例を整備し、
27 長崎県を含め25の自治体が侵略的外来種リストを作成しています。

2. 県戦略の取組と評価

長崎県では、令和3年に策定した県戦略の5つの行動目標の達成に向けて、行動計画に基づく122の取組（事業）を進めてきました。その際には、29の指標と目標値を設定した上で、各取組の実施状況について評価を行いながら着実な実施に努めてきました。

（1）取組の実施状況

行動目標Ⅰ：生物多様性の重要性について県民の理解を深め、行動につなげていく（生物多様性の主流化を推進する）

① 県民への普及啓発

生物多様性への関心を高めるため、長崎駅等のデジタルサイネージや県庁舎ロビーの環境月間の広報、新聞、県のホームページ、メールマガジン等を活用した情報発信を行いました。

② 学校における環境教育・学習の推進

探鳥会の開催や小中学校、大学等での授業・講義を通じて、生物多様性に関する環境教育を実施しました。郷土学習や科学教育等の一貫で、地域の自然に関する学習、調査等に取り組みました。

③ 自然とのふれあいの推進

県内で行われている地域子ども教室における自然体験活動や多自然川づくり、地域の森林づくりなどの促進、地域で開催される研修会・学習会等への環境アドバイザーの派遣などに取り組みました。

④ 多様な主体による保全活動等の推進

県民や事業者、NPO等の活動への助言や連携促進に取り組むとともに、縁といきもの賑わい事業による市町や民間団体等が実施する生物多様性保全活動や基盤強化等を支援しました。

⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進

公共工事実施にあたっての環境配慮に係るセルフチェックや国の基本方針を踏まえた環境に配慮した調達に取り組むとともに、漁場整備、漁港整備、農村整備、治山事業、道路改良事業、河川改修、砂防事業等の各種事業を実施する際は、生物多様性への配慮に努めました。



小学校での出前事業（対馬市）



川の観察会（佐世保市）



海岸清掃活動（五島市）

<カゼトゲタナゴに配慮した河川づくり>

壱岐市の幡鉢川に生息するカゼトゲタナゴは、長崎県未来環境条例で特に保護の必要がある希少な種として指定され、九州の他の地域で生息する個体群とは遺伝的系統が異なる点からも重要な個体群とされています。

周辺地域の圃場整備工事の一貫で河川改修工事が行われる際、同種にとって特に重要な生息環境を保全するため、専門家の意見を踏まえた工法を採用しました。

また、施工に際しては同種及び産卵に必要な貝類を緊急避難的に捕獲し、生息域外で飼育しています。飼育個体の一部については、島内の学校や県内の水族館等の協力も得て実施されています。



カゼトゲタナゴ（写真：深川元太郎氏）

1

2

3 行動目標 2：自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する

4 ① 希少種等の保護

5 希少野生動植物種の採取や盗掘による個体数の減少を防止するため、県未来環境条例
6 に基づく希少野生動植物種及びその保存地域の指定を進めました。

7 また、国との共同によるツシマヤマネコの生息状況調査や普及啓発を進めるとともに、
8 緑といきもの賑わい事業による市町や民間団体の保全・再生活動の支援、指定管理鳥獣
9 捕獲等事業交付金を活用したニホンジカの管理捕獲等に取り組みました。

10

11 ② 重要地域の保全

12 自然環境保全地域や県土の約18%を占める自然公園の保護・管理や鳥獣保護区の指
13 定・更新、地元市町や関係団体と連携したジオパークの資源の保全や活用、再認定に向
14 けた取組等を推進しました。

15 また、壱岐対馬国定公園対馬地域においては、国の方針に基づき、区域の拡張や見直
16 しの検討を進めました。

17

18 ③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の保全、回復

19 海域環境の保全・回復のために、水産多面的機能発揮対策事業などを活用し、藻場・

1 干潟・浅場などの維持・回復等保全活動を行う組織への支援を行いました。

2 このほか、農村や森林、都市環境等の整備にあたっては、個々の事業に基づいて地域
3 の生態系の保全や回復に配慮しました。

4

5 ④ 監視体制の推進

6 開発行為に係る事前協議や環境影響評価の審査、自然公園法や文化財保護法等に基づく許認可業務や自然公園指導員や鳥獣保護管理員による巡回、並びに水環境や大気環境の常時監視等を通じて、自然環境の保全に取り組みました。

7

8 ⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、温暖化等）の推進

9 水環境の保全のため、公共用水域の水質改善のための汚水処理施設の普及促進や、閉鎖性水域である大村湾における環境美化活動への支援を進めました。

10 海辺の漂流・漂着ごみ対策においては、県による海辺の漂流調査の実施及び内容物の分析を進めるとともに、環境教育による発生抑制意識の向上、海岸清掃とワークショップに取り組む韓国釜山との交流事業を実施しています。また、国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策事業を実施しました。

11 県地球温暖化対策実行計画に基づき、事業所や家庭における脱炭素の取組や省エネの取組の支援に取り組みました。



20 図5 長崎県における保護地域（自然公園、県自然環境保全地域）

21

22

行動目標3：人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する

① 普及啓発

外来種情報等について、HPやリーフレット等により県民や事業者向けに情報発信するとともに、関係機関や県内市町等との情報共有を進めました。

② 外来種等の早期発見・防除の推進

令和5年の外来生物法改正を踏まえ、有識者への意見聴取や現況調査を実施し、外来種リストを改定するとともに、アメリカザリガニ防除実施計画の策定を進めました。

また、長崎県外来種協議会を開催し、関係機関の取組状況の共有と協力体制の強化を図りました。

行動目標4：人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進め
る

① 里地里山・里海の保全と活用

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、漁業と漁村を支える人づくり事業、集落維持活動事業などにより、里地里山・里海の環境を支える集落の維持や人材育成に取り組みました。



アメリカザリガニ防除実施計画 Ver.0

五島・福江地区

令和7年2月

長崎県自然環境課

外来種リスト普及版とアメリカザリガニ防除実施計画

② 鳥獣被害等防止対策の推進

生息数の増加や生息域の拡大が懸念されるイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣について、捕獲技術向上研修やニホンジカの生息状況等の調査、地域における「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策の支援、情報システムの普及等に取り組みました。

対馬地域においては、生態系被害の防止を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカ捕獲及び効率的かつ効果的捕獲方針検討のための調査を実施しました。

③ 環境に配慮した生産活動の推進

水産資源の維持、増大及び持続的利用、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営

1 農活動の支援や森林整備、県産木材の需要拡大等に取り組みました。

2

3 ③ 地域資源を活用した地域振興策の推進

4 生物多様性を活用した魅力あふれる地域づくりを進めるため、地域資源を活用した
5 観光に関する情報発信やジオパーク活動をはじめとした自然資源等を活用したエコツ
6 ーリズムの推進に取り組みました。令和6年3月に指定90周年を迎えた国立公園雲
7 仙においては、施設の上質化と令和3年8月の豪雨で被災した八万地獄の復興対策事
8 業に取り組みました。

9 船釣体験や食体験を含む海業や農泊、バイオマス材の利用拡大等に対する支援を行
10 いました。



11 国立公園雲仙 90周年記念式典



12 ハ万地獄の復旧工事

13 行動目標5：生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

14 ① 基礎データ（野生動植物の生息・生育状況等）の収集

15 生物多様性保全を予防的かつ順応的に実施していくため、希少種等の生息・生育状況
16 の調査及び情報収集、イノシシやシカの生息状況やガン・カモ類の飛来状況等の調査等
17 実施しました。

18

19 ② 自然環境情報の整備、活用

20 生物多様性情報を見える化するため、希少種をはじめとする野生動植物等の情報を
21 集積・整理に取り組むとともに、情報発信や体験活動に活用しました。

22

23 (2) 県戦略の評価

24 行動計画に基づく122の取組の実施状況と29の指標（目標値）の達成状況を令和
25 6年度末時点で確認したうえで、県戦略の評価を行いました。

26 取組については、122項目のうち117項目について計画どおり実施しました。

27 実施されなかったものには、県民参加型いきもの調査や水産エコラベル等の活用の
28 推進のほか、該当する手続きがなかった名勝・天然記念物等の指定や事業期間を終了し
29 たものが含まれます。

30 各指標の達成状況は、表2のとおりです。29の指標（目標値）のうち、目標を達成
31 しているものが11指標、達成できていないものが17指標（このうち、前進が見られ

たものが4指標、現状維持のものが7指標、後退したものが6指標)でした。

目標を達成できていない指標のうち、主なものは次のとおりです。

・指標 1～3、20

「生物多様性」や「外来種」、県戦略の認知度及び自然への関心度については、年度により増減があるものの、直近で低下が見られる数字もあることから、引き続き重要な課題となっています。

・指標 23

野生鳥獣による農作物被害額は、平成16年度(ピーク時)に比べ3割程度まで減少しているものの、近年は下げ止まり傾向にあるため、依然として対策が必要な状況です。

・指標 25

自然公園利用者数は、コロナ禍に落ち込み、その後は増加傾向にあるもののコロナ禍以前の水準まで回復していません。

・指標 26

自然資源を活用した利用環境整備箇所数は、令和3年8月に発生した雲仙地域での土砂崩れへの対応を優先しているため、1箇所にとどまっています。

・指標 29

県民参加型いきもの調査の実施回数は、指標として設定したもの、国でも同様の取組がなされていることから県では実施しないこととしたため、0回となっています。

表2 長崎県生物多様性保全戦略の指標の達成状況

		長崎県生物多様性保全戦略の指標の達成状況							
		行動目標Ⅰ 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく		R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	達成状況
	指標	基準値							
1	成果	「生物多様性」の言葉の認知度（県政アンケート）	59% (R1年度)	61%	69%	63%	57%	70%	後退
2	成果	県戦略の認知度等（県政アンケート）	10% (R1年度)	10%	10%	15%	7%	25%	後退
3	成果	自然への関心度（県政アンケート）	67% (R1年度)	68%	66%	65%	64%	70%	後退
4	成果	自然体験活動に取組んでいる小・中学校の割合	86.5% (R1年度)	91.1%	97.3%	100.0%	100.0%	100%	達成
5	成果	生物多様性保全と利用に関する取組への参画割合（県政アンケート）	22% (R1年度)	33%	33%	45%	41%	44%	達成
6	成果	生物多様性保全と利用活動に取組む会社員の参加割合（県政アンケート）	18% (R1年度)	31%	32%	38%	40%	40%	達成
7	成果	ながさきグリーンサポーターズクラブ登録者数	2,734人 (R1年度)	2,762人	2,765人	システムの変更に伴い登録者数の集計不可		—	
8	成果	環境配慮物品の調達	98.3% (R1年度)	99.3%	98.4%	96.8%	R7年10月公表予定	100%	集計中 (後退で整理)
9	活動	環境アドバイザー派遣回数	72回 (R1年度)	71回	85回	112回	152回	130回	達成
10	活動	環境学習等の開催回数（諫早湾干拓調整地水辺空間づくり事業）	3回 (R1年度)	1回	1回	1回	1回	3回	維持

行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する									
指標			基準値	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	達成状況
11	成果	法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種類	59種 (R1年度)	73種	75種	79種	83種	77種(累計)	達成
12	成果	搬出間伐面積	2,081ha (R1年度)	1,707ha	1,884ha	1,676ha	1,484ha	2,490ha	後退
13	成果	「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合	7% (R1年度)	11%	43%	5%	38%	7%	後退
14	成果	汚水処理人口普及率	81.7% (R1年度)	83.2%	83.6%	84.2%	84.8%	85.6%	前進
15	活動	生物多様性保全事業等実施箇所数	52件 (R1年度)	62件	68件	75件	84件	70件(累計)	達成
16	活動	公園計画の見直しを行った県立自然公園などの数	—	0件	0件	1件	1件	5件(累計)	前進
17	活動	海域環境の保全活動等に取り組む組織数(離島漁業再生支援交付金、水産多面的機能発揮対策事業)	150組織 (R1年度)	水産多面：86 離島再生：63 計：149組織	水産多面：88 離島再生：59 計：147組織	水産多面：89 離島再生：58 計：147組織	水産多面：89 離島再生：57 計：146組織	150組織	後退
18	活動	自然公園等の巡回回数	—	239回	305回	303回	264回	216回 (毎年度)	達成
19	その他	絶滅危惧種(絶滅危惧Ⅰ類)の数	547種 (H29年度)	519種	519種 (増減なし)	519種 (増減なし)	519種 (増減なし)	547種以下 (レッドリスト 見直し時)	達成
行動目標3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する									
指標			基準値	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	達成状況
20	成果	外来種の認知度(県政アンケート)	—	69%	76%	61%	65%	75%	維持
21	成果	アライグマの分布拡大(定着)	—	新たな地域での定着はない (南島原市で初捕獲)	新たな地域での定着はない	新たな地域での定着がない	新たな地域での定着がない	新たな地域での定着がない	達成
行動目標4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進める									
指標			基準値	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	達成状況
22	成果	農業・農村の多面的機能維持のための活動取組面積	25,625ha (H30年度)	24,877ha	24,623ha	24,908ha	24,749ha	29,350ha (累計)	後退
23	成果	野生鳥獣による農作物被害額	208.3百万円 (H30年度)	209.4百万円	172.8百万円	216.8百万円	R7年12月公表予定	120.0百万円	集計中 (維持で整理)
24	成果	有機・特別栽培に取組む面積	1,793ha (R1年度)	1,801ha	1,809ha	1,838ha	1,945ha	2,100ha (累計)	前進
25	成果	自然公園利用者数	14,069千人 (R1年)	7,731千人	9,556千人	10,880千人	10,843千人	14,591千人	後退
26	活動	自然資源を活用した利用環境整備箇所数	—	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	10箇所 (累計)	前進
27	活動	島原半島ジオパーク認定ガイドによるジオツアーア等の実施件数	67件 (R1年度)	96件	114件	108件	111件	82件	達成
行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める									
指標			基準値	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	達成状況
28	活動	希少種モニタリングの実施回数	—	37回以上	34回	35回	31回	25回以上 (毎年度)	達成
29	活動	県民参加型いきもの調査の実施回数	—	0回	0回	0回	0回	1回以上 (毎年度)	維持

3. 県民の意識の変化

生物多様性に関する県民の意識の変化を把握することを目的に、ながさきWEB県政アンケートにより「生物多様性保全に関する認知度等アンケート調査」を実施しました。
(調査期間：令和7年7月16日から令和7年8月12日まで、モニター数：350名、回答数：239名(回答率68%))

(1) 生物多様性に関する認識の変化

県民の「自然への関心度」は、「非常に関心がある」22%と「関心がある」55%をあわせて77%であり、前回調査時（令和元年11月）の76%と同水準でしたが、「非常に関心がある」の比率が上昇しました。

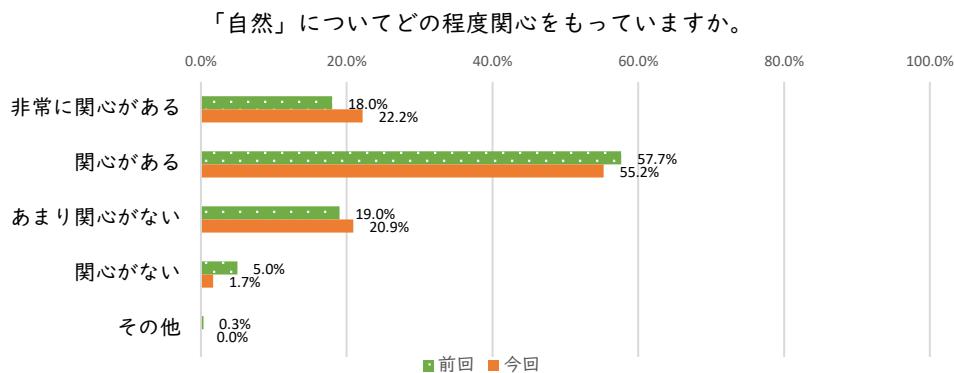


図6 自然への関心度

また、「生物多様性の言葉の認知度」は、「言葉の意味を知っている」28%と「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」48%をあわせて76%であり、前回調査時の66%から上昇し、目標である70%に到達しました。

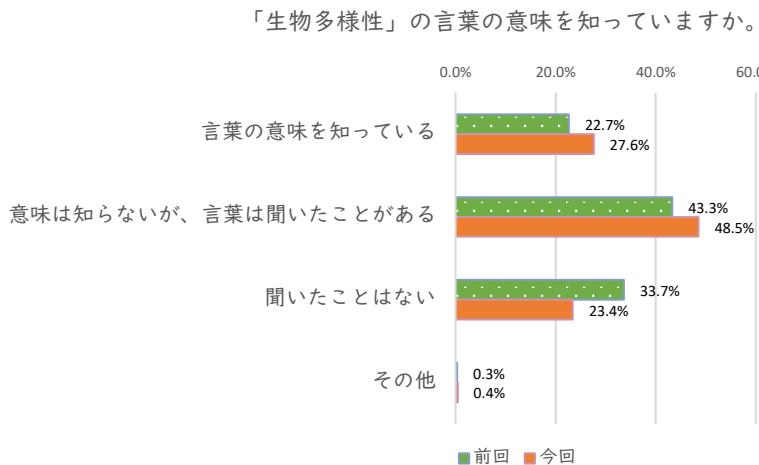


図7 「生物多様性」の言葉の認知度

さらに、「県戦略」の認知度は、「内容を知っている」2%「内容は知らないが、作っていることは知っている」12%をあわせて14%であり、前回調査時の11%と同様低いままであり、目標である25%までにはまだ開きがある状況です。

長崎県が「生物多様性保全戦略」を作っていることを知っていますか。

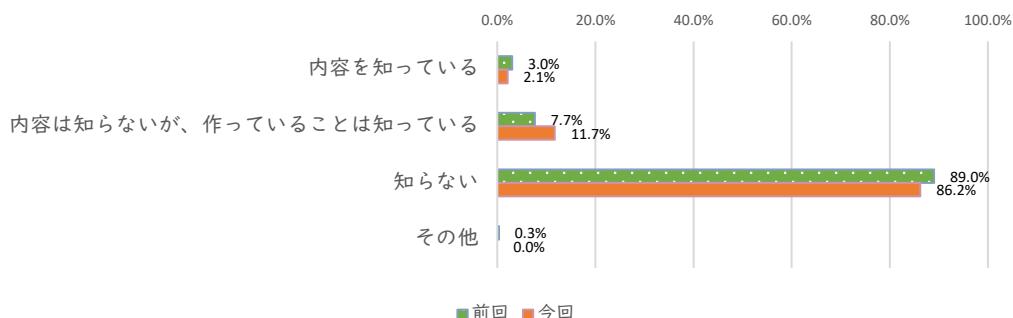


図8 生物多様性保全戦略の認知度

(2) 生物多様性の保全に関する県民の意向

長崎県が行うべき取組については、前回調査時と同様に、「貴重な自然景観地の保護」、「身近な自然の保護」、「希少な野生動植物の保護」、「野生鳥獣や外来生物による被害の防止」、「情報発信や普及啓発活動」についての回答が多く、これらの取組に対しての県民の期待が大きいことが確認されました。

生物多様性の保全のために、長崎県が行うべき取組は何だと思いますか。
(複数回答可)

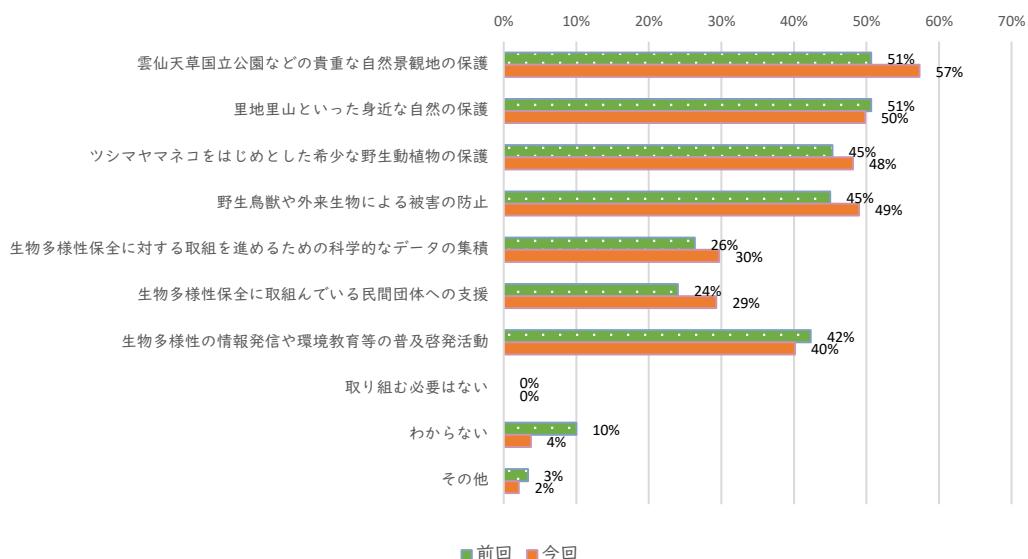
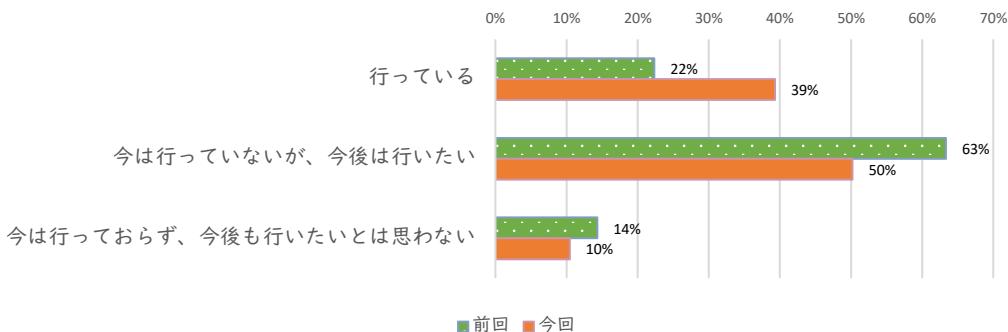


図9 長崎県が行うべき最も重要な取組

1 (3) 生物多様性に関する取組への参画

2 「生物多様性の保全や利用に関する取組を行っている人」の割合は 39 %で、目標
3 である 44 %に届きませんでしたが、前回調査時の 22 %から大きく増加しました。

今、生物多様性の保全や利用に関する取組を行っていますか。

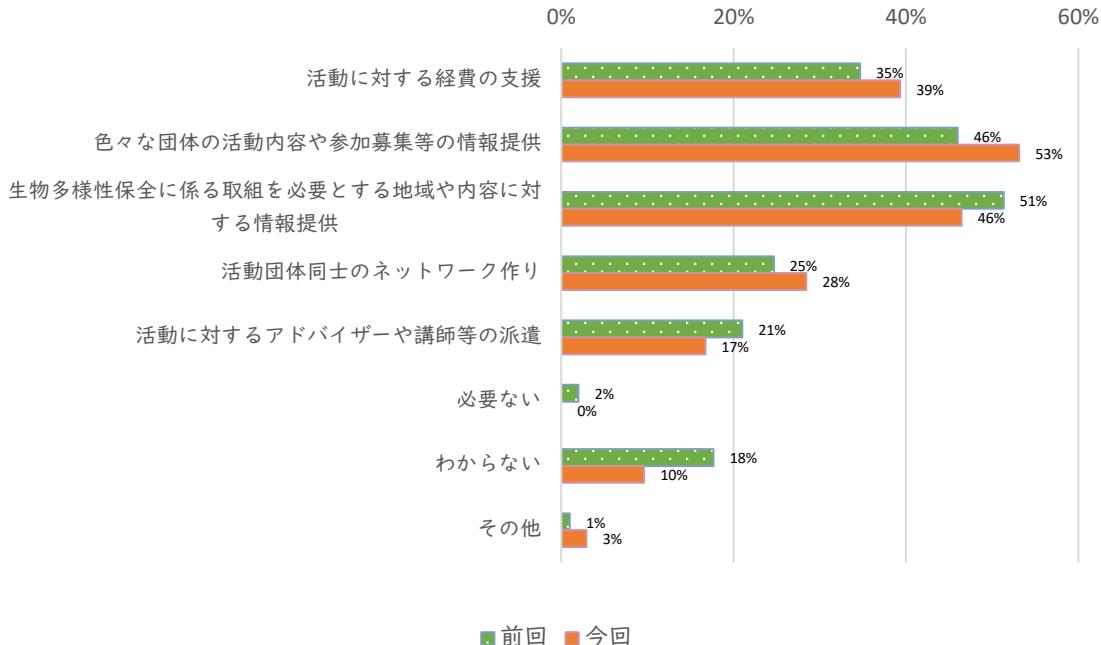


4 図 10 生物多様性に関する取組を行っている、行いたい人

5 また、県民や民間団体の生物多様性保全活動に関して長崎県に求めるものとしては、
6 前回調査時と同様に、「色々な団体の活動内容や参加募集等の情報提供」、「生物多様性
7 保全に係る取組を必要とする地域や内容に対する情報提供」、「活動に対する経費の支
8 援」の 3 つが多いことが分かりました。

9 県民や民間団体の生物多様性保全活動に関して長崎県に求めるものはありますか。

(複数回答可)



10 図 11 県民や民間団体の生物多様性保全活動に関して長崎県に最も求めるもの

4. 長崎県の生物多様性の危機の現状

長崎の生物多様性の特徴は、人と自然との共生の歴史ともいべき二次的自然が多いことをはじめ、アジア大陸との接続と分断の歴史、火山や海流の影響、多島海など複雑かつ纖細な海岸線に培われています。したがって、世界に示しうるわが国の生物多様性の特徴の多くと合致し、「日本の生物多様性の縮図」とも言えます。

このような変化に富んだ環境によって育まれてきた本来豊かな生物多様性も、様々な人為的要因によって影響を受けています。令和4年3月に長崎県が公表した「長崎県レッドリスト2022」では、絶滅種39種を含め、1,449種の動植物が長崎県の絶滅の恐れが高い種として掲載されています（表3）。

ここでは、長崎県における生物多様性の危機の現状を4つの危機ごとに整理します。ただし、4つの危機は単独で影響を及ぼしている場合もあれば、複合的に影響を及ぼしているものもあります。

表3 長崎県レッドリスト2022 総括表

分類群	カテゴリー								総計
	絶滅 (EX)	野生絶滅 (EW)	絶滅危惧 I A 類 (CR)	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅 危 慎 (NT)	情報不足 (DD)	絶滅のおそれ のある地域個 体群 (LP)	
維管束 植物	28 (21)	0 (0)	96 (103)	160 (151)	135 (134)	105 (146)	24 (15)		548 (570)
蘇苔類					2 (2)	26 (26)	6 (6)		34 (34)
藻類			1 (1)	1 (1)		9 (9)	1 (1)		12 (12)
哺乳類			3 (3)	2 (1)	2 (5)	6 (8)	8 (3)	0 (1)	21 (21)
鳥類	1 (1)		29 (19)	9 (12)	34 (28)	33 (55)	23 (0)		129 (115)
爬虫類					3 (3)	2 (1)	5 (7)	2 (2)	12 (13)
両生類			1 (1)	3 (2)	3 (3)	4 (5)			11 (11)
魚類	6 (1)		10 (13)	6 (4)	10 (13)	15 (19)	11 (10)	2 (5)	60 (65)
海産 哺乳類				1 (1)					1 (1)
甲殻類・ 剣尾類他			4 (5)	7 (8)	3 (7)	14 (22)	5 (6)		33 (48)
貝類	2 (2)		47 (40)	44 (46)	68 (65)	71 (72)	14 (13)		246 (238)
クモ類						8 (8)	2 (2)	1 (1)	11 (11)
昆虫類	2 (1)		49 (61)	43 (72)	107 (85)	85 (83)	36 (14)	9 (9)	331 (325)
総計	39 (26)	0 (0)	240 (246)	279 (301)	366 (343)	381 (460)	132 (72)	12 (16)	1,449 (1,464)

※()内は改訂前(H29公表版)の数値

1 (Ⅰ) 第Ⅰの危機（人間活動や開発による影響）

2 第Ⅰの危機は、乱獲・盗掘や開発などの人間活動によって引き起こされる生物多様
3 性への影響です。江戸中期、幕府によって編纂、集成された「諸国産物帳」という博物
4 書があります。これはこの時期の全国の動植物や鉱物などを網羅的に調べたもので、当
5 時のものとしては信頼性の高い資料と言われています。長崎県に関しては対馬などのも
6 のが残されており、当時、どういった生きものがいたかを知る手がかりとなります。対
7 馬の産物帳には、わが国最大のキツツキであったキタタキをはじめ、トキやカワウソ、
8 それにアシカといった、今日、日本から絶滅したと思われる生きものの名前も記載され
9 ています。このことからも、当時の長崎県の生物相は非常に豊かであったことが想像さ
10 れます。しかし、キタタキを含む4種の生きものはすべて、県内はもとより国内でも姿
11 を消し、キタタキについては僅かに大正時代に捕獲された数個体の剥製が残されている
12 だけです。これは明治以降の乱獲や森林伐採などが影響したものと考えられています。

13 近年においては大規模な開発・改変による圧力は低下したものの、相対的に規模の小
14 さな開発による影響や観賞用や商業利用による個体の乱獲、盗掘は依然として行われて
15 います。例えば、環境省の第4次レッドリスト（令和2年3月公表）では、国内で対馬
16 のみに自然分布しているシベリアイタチ（亜種名はチョウセンイタチ）や長崎県に生息
17 するブチサンショウウオは、準絶滅危惧種（NT）から絶滅危惧IB類（EN）に見直さ
18 れています。最新の第5次レッドリスト（令和7年3月植物・菌類のみ公表）においては、オオチダケサシやツシマヒヨウタンボクなど国内で対馬のみに生育する種が新たに絶滅危惧IA類（CR）に位置づけられました。

21 長崎県の絶滅のおそれのある野生動植物種（長崎県レッドリスト掲載種）の現状は、
22 現在1,449種であり、前回見直し（平成28年度時点）の1,464種から15種減少し
23 ています（表4）。

24 表4 長崎県における絶滅のおそれのある野生動植物種数の推移

	調査年度	掲載種数
H12 RDB	H10~12	1,000
H22 改訂版	H20~22	1,392
H28 中間見直し	H23~28	1,464
R3 RD2022	H29~R3	1,449

(内訳)	H12RDB	H22改訂版	H28中間見直し	R3RD2022
維管束植物	550	566	570	548
蘚苔類	—	29	34	34
藻類	2	12	12	12
哺乳類	16	21	21	21
鳥類	97	140	115	129
爬虫類	11	13	13	12
両生類	6	11	11	11
魚類 (淡水・浅海魚類)	22	64	65	60
海産哺乳類	4	1	1	1
甲殻類等	9	49	48	33
貝類	—	198	238	246
クモ類	18	10	11	11
昆虫類	265	278	325	331

長崎県においては、今後も道路の建設や宅地、水資源の開発など、生活に必要とされる基盤整備が予定されているものの、バブル経済の崩壊やリーマンショックによる景気の落ち込みなどもあり、大規模な工事は減少傾向にあります。環境影響評価の審査終了件数は、昭和 55 年から平成 13 年までの 22 年間で 148 件あったものが、平成 14 年から令和 6 年までの 22 年間では計 16 件と大幅に減少しています（図 12）。一方で、林地での開発行為や優れた自然景観地（自然公園）内の行為許可等件数（図 13）に大きな変化はなく、依然として中小規模の開発は行われていると考えられます。現在では、工事に際しての環境への配慮もかなり進んできていることから、以前のような急激かつ大規模なダメージを与える開発は少なくなってきたが、依然として開発が生物多様性に及ぼす影響は否定できません。

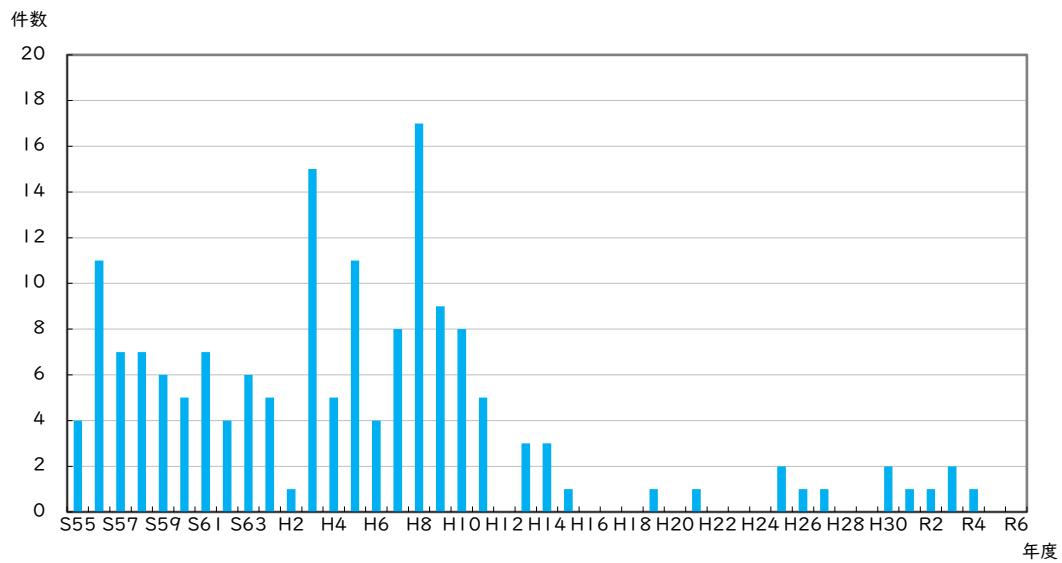


図 12 県環境影響評価件数の推移

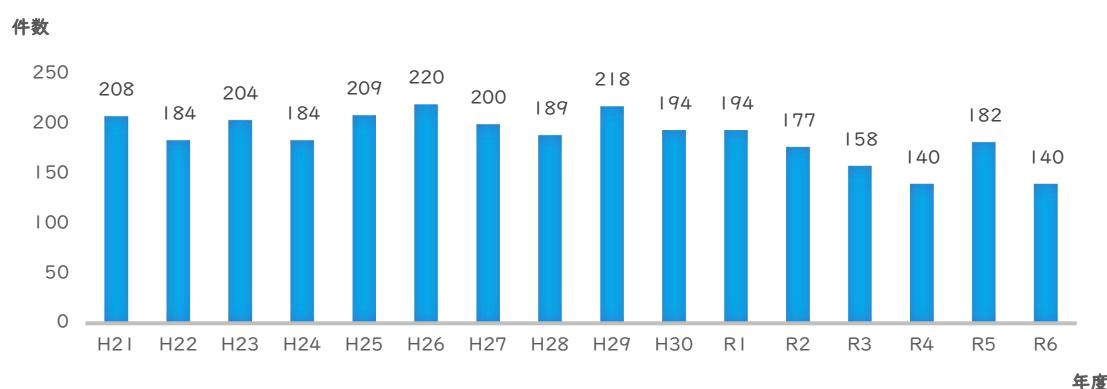


図 13 自然公園許可等件数の推移

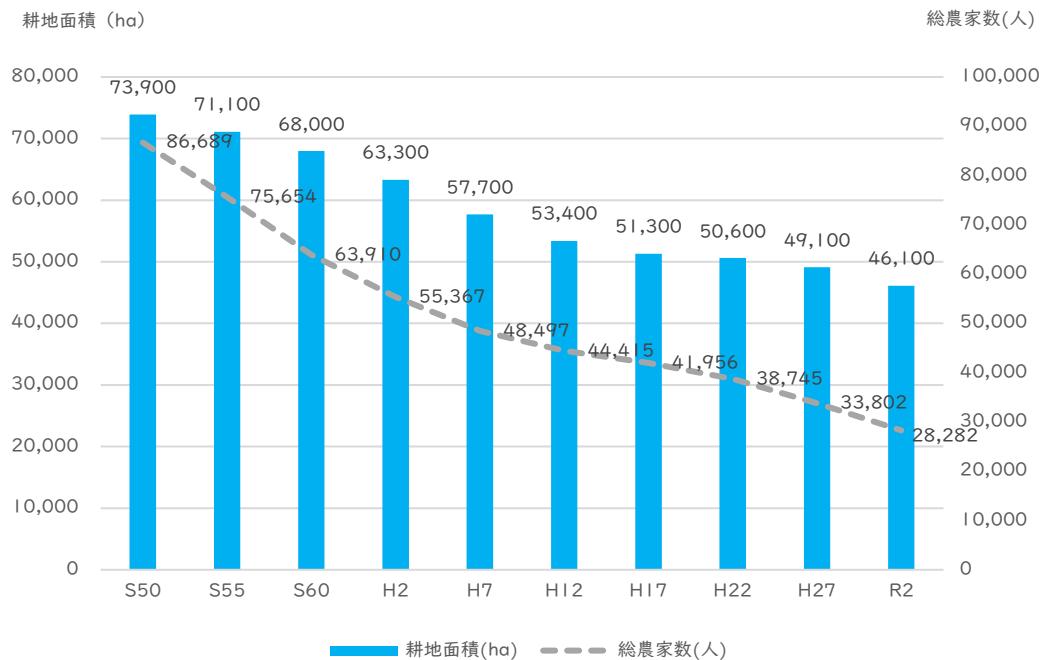
1 (2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による影響）

2 第2の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる生物多様性への
3 影響です。

4 戦後の高度成長期に入る頃まで、屋根の材料や牛馬の飼料として萱を刈るための草原
5 が各地に残っていました。例えば、長崎市街地を取り囲む岩屋山、彦山、三ツ山などの
6 斜面にも、昭和30年代までは広大な草原が見られました。この頃までは家庭での煮炊
7 や暖房用の燃料としても薪や木炭が使われ、それらの燃料や山菜などの食料を供給す
8 る薪炭林も各地にあり、長崎県の森林面積の大半はこの薪炭林で占められていました。
9 その結果、手入れの行き届いた美しい農村景観、里地里山の景観が形成されていました。
10 しかし、電気やガスが普及し、人々の生活様式が変わり、農林業の形態も大きく変化す
11 る中で、人々の生活や農林業のための草刈りや火入れにより維持してきた草原や定期的
12 に伐採されてきた薪炭林が放置されるようになり、生態系も大きく変化しています。

13 雲仙市の田代原地区でも、放牧がさかんに行われることで草地が維持され、島原半島
14 を代表する植物であるミヤマキリシマの群落地が広がっていましたが、現在は放牧数
15 が減少し、草刈などの人為的な管理を行わなければ、ミヤマキリシマの群落地を維持し
16 していくことが難しくなってきています。

17 このような産業構造の変化だけでなく、人口減少や高齢化、過疎化により里地里山の
18 管理を担う農業者や耕地面積が減少することでも、里地里山の環境は影響を受けていま
19 す（図14）。



20 図14 長崎県の耕地面積、総農家数の推移
21
22
23

環境省によると、日本の両生類、魚類、昆虫類で絶滅危惧種とされる種の7割が二
次的自然に生息するといわれています。中山間地の谷間のような山際の田んぼなどに生
息しているヤマアカガエルやニホンイシガメが、耕作の放棄による生態系の変化が減少
要因の1つとして、国や県のレッドデータブックに掲載されているのは、その代表例
です。例えば五島市三井楽のため池周辺には、多くの希少種が確認されています。



図15 夫婦ため池周辺地域に残る貴重な生態系、希少種

また、中山間地域において耕作放棄地や管理されていない山林が増えたこと、狩猟者が減少傾向にあることから、イノシシやニホンジカをはじめとした野生鳥獣の個体数の増加、生息分布域の拡大が懸念されています。

長崎県では、防護、棲み分け、捕獲の3対策を進めた結果、農作物被害額は減少傾向にありますが、野生鳥獣による被害は依然として地域の重大な課題となっています（図16）。ニホンジカについては、対馬や五島、長崎市（八郎岳周辺）で依然として生息密度が高い状態が続いているため、農林業被害だけでなく、希少な植物の食害や林内の下草植生の衰退など生態系被害も確認されています。

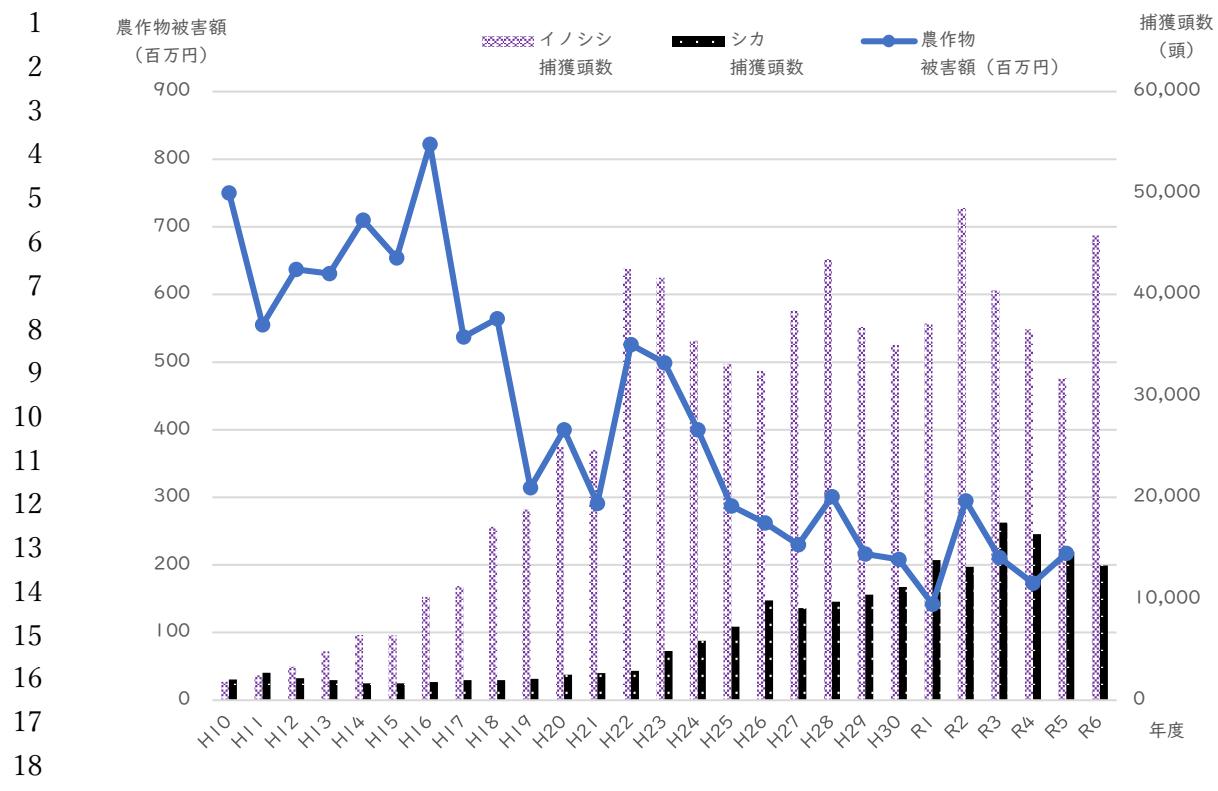


図 16 長崎県における農作物被害額及び鳥獣捕獲頭数

1 (3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）

2 第3の危機は、人間により持ち込まれた外来種や、人間によって開発された化学物質
3 などによる生物多様性への影響です。

4 外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に意図的又は非意図
5 的に持ち込まれた生物のことです。生態系被害（在来の生きものを食べる、すみかや食
6 べ物を奪うなど）だけでなく、農林水産業被害（農作物や苗木の食害など）、生活環境
7 被害（咬傷による人の生命や身体への被害、悪臭の発生など）を及ぼすことがあります。
8 また、国外から日本に持ち込まれた外来種（国外由来外来種）だけでなく、国内の他の
9 地域から家畜やペットとして持ち込まれた国内由来外来種もあります。

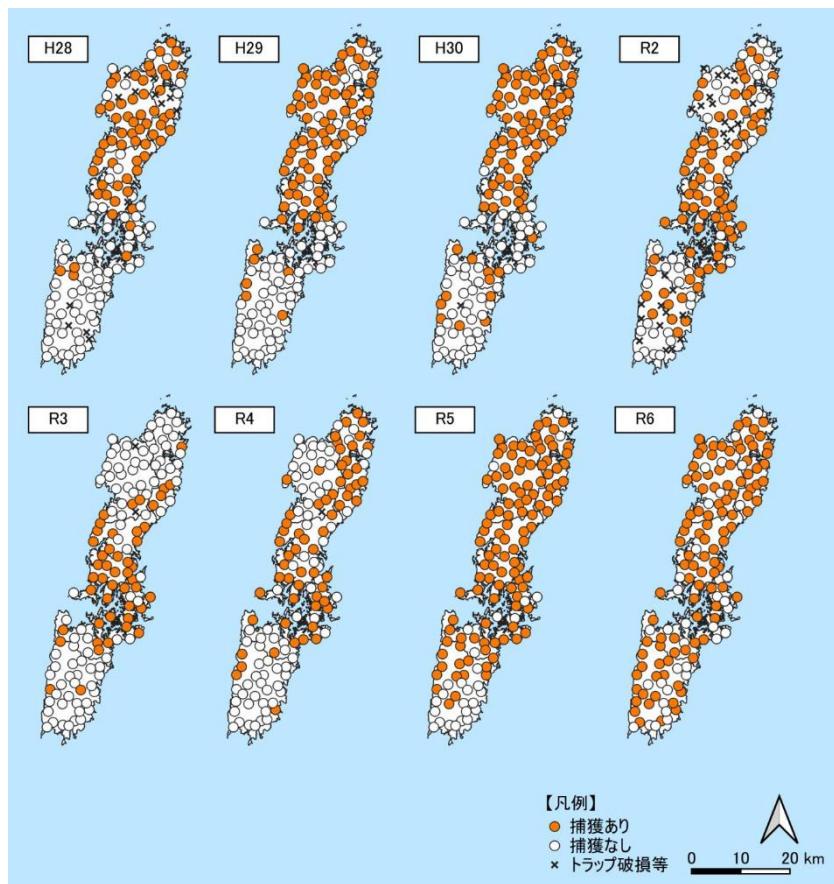
10 外来種がわが国の生態系に及ぼした事例として、マツノザイセンチュウによる森林被
11 害が挙げられます。1900年代のはじめに北米よりもたらされ、長崎県で初めて被害が
12 確認された後、北上を続け、北海道を除く日本全土で松枯れを引き起こしています。

13 平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下
14 「外来生物法」という。）が施行され、生態系などに被害を及ぼすおそれのある外来生
15 物を特定外来生物として指定し、飼養や運搬、野外への放出などが禁止されています。
16 現在、オオクチバスやアライグマなど162種類（令和7年8月現在）が特定外来生物
17 として指定されており、防除の取組や外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、
18 「拡げない」）の普及啓発などが行われています。

19 平成29年以降、全国の港湾施設などにおいて特定外来生物であるヒアリの確認が相
20 次ぎ、国内への定着や長崎県への侵入も懸念されているほか、アカミミガメやアメリカ
21 ザリガニなどの広く分布し、ペット等としても親しまれている外来種の在来生態系への
22 影響も再認識されています。こうした状況を踏まえて令和5年に外来生物法が改正され、
23 ヒアリ対策の強化や各主体の責務の明確化が図られたほか、令和6年にアカミミガメ及
24 びアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されました。

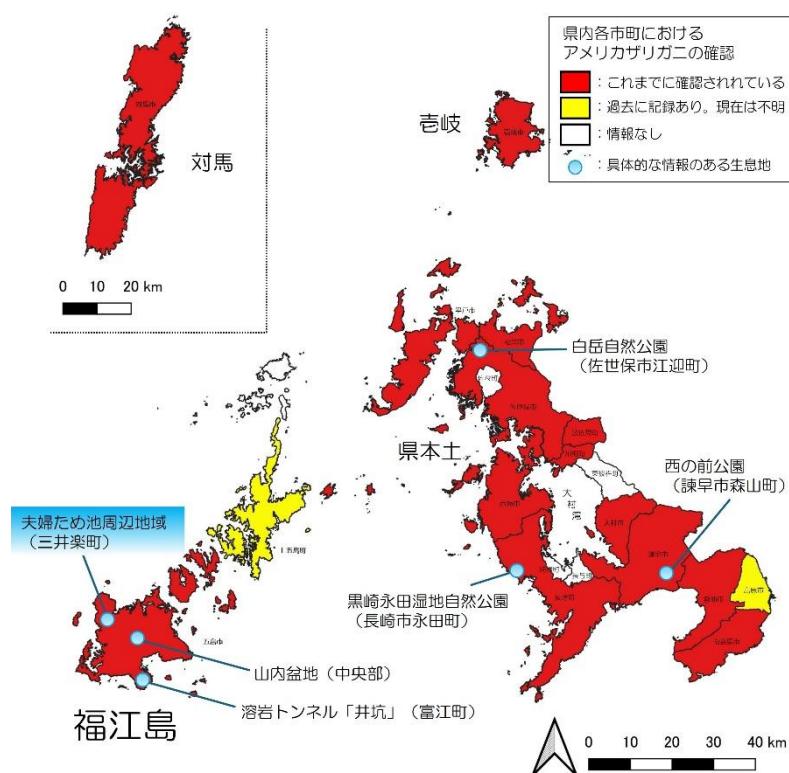
25 また、平成27年3月に環境省及び農林水産省により作成・公表された「我が国の生
26 態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（通称：生態系被害防止外来種リスト）」
27 についても改定作業も進められています。

28 長崎県では、水域に生息するウシガエルやオオクチバスなどは、県内各地に分布が拡
29 がっており、在来の魚類や植物の消失・減少が確認されています。また、以前より福江
30 島や壱岐で野生化したクリハラリスによる農作物やヒノキなどの樹木への被害が、県北
31 地域などでアライグマによる農業被害が報告されていましたが、近年では、県央・県南
32 地域でもアライグマが確認されています。さらに、大村市でセアカゴケグモ、対馬市で
33 ツマアカスズメバチの侵入・定着（図17）が確認されており、関係機関において対策
34 が行われています。福江島のため池群においてはアメリカザリガニが高密度に生息し、
35 希少な水生昆虫や植物への影響が懸念されています。植物では、オオキバナカタバミが
36 在来の海岸植生を被圧している例のほか、オオカナダモや外来アサガオといった全県に
37 広がってしまった侵略的な外来植物も見られ、在来種への影響を回避する対策のほか、
38 県民への普及啓発も重要です。



1

図 17 全島モニタリング調査におけるツマアカスズメバチ捕獲地点の年比較



2

図 18 県内のアメリカザリガニの確認状況

1 (4) 第4の危機（地球環境及び近隣諸国等の社会経済活動に伴う危機）

2 地球温暖化をはじめとした地球環境の変化による生物多様性への影響や大気汚染、漂流・漂着ごみなどの近隣諸国などの社会経済活動に伴う生物多様性への影響です。これらの影響は人間活動が原因ともなっている一方、影響がグローバルな広がりを持ち、直接的な原因者を特定することが困難なことに加え、地球環境の変化との複合的な要因となっているものがあることから、第1の危機とは別の危機として整理します。

7 ①地球環境の変化による影響

9 地球は氷河期の時代もあれば、現在よりも気温が高かった時代もありますが、現代の10 温暖化のスピードが速すぎること、その原因が人間活動に伴って排出される温室効果ガスであることが過去の気候変動との大きな違いです。

12 温暖化による環境変化のスピードが速いと、生物がそのスピードにあわせて適応でき13 ず、生物の大量絶滅など生物多様性に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

14 国連環境計画（UNEP）は、「早急に行動を起こさなければ、世界全体の気温上昇は間15 もなく 1.5 °C を超え、今世紀末までに産業革命以前と比べて 2.6 °C から 3.1 °C という16 破滅的な上昇に達する可能性がある」と強調しています。気象庁の報告によれば、202417 年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関（WMO）は、202418 年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.55 °C 上昇19 と、単年ではあるが初めて 1.5 °C を超えたことを発表しました。

20 長崎の年平均気温は、100 年あたり 1.5 °C の割合で昇温しています（図 19）。これは、日本の年平均気温の上昇（1.35 °C/100 年）割合よりも大きい値です（福岡管区21 気象台ホームページ、2024）。このような影響から、県内でも植物の開花が早くなり、22 紅葉の時期が遅くなるような変化も見られます（図 20、21）。

23 また、多良山系や雲仙山系に生育するブナは最近結実が見られず、後継となる若木が24 育っていない状況が確認されています。南方系植物のグンバイヒルガオは、冬期の寒さ25 で枯死するため分布が限られていましたが、近年分布が北上しており、温暖化の影響を26 受けているものといわれています。

27 さらに、集中豪雨や干ばつなどの異常気象による住民生活や農林漁業への影響、蚊などの生息地の北上による感染症リスクの拡大など人間生活にも甚大な被害が発生する28 といわれています。

1
2
3

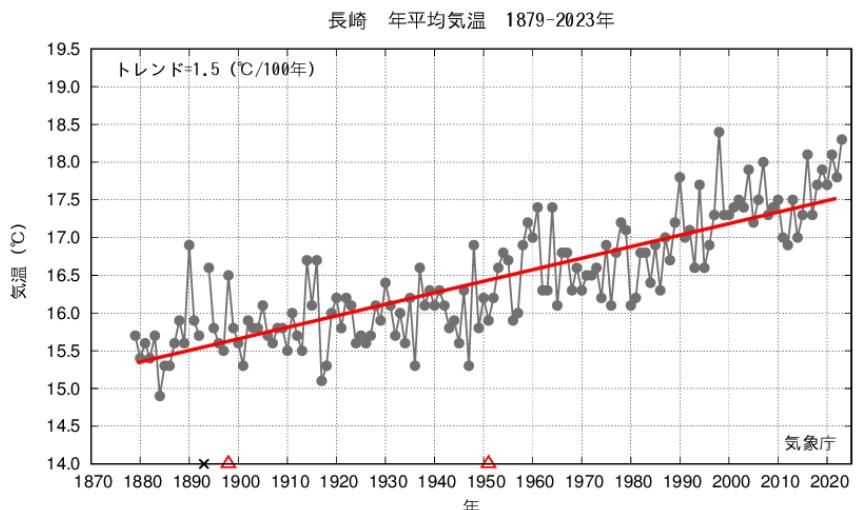


図 19 長崎の年平均気温の推移

4
5
6

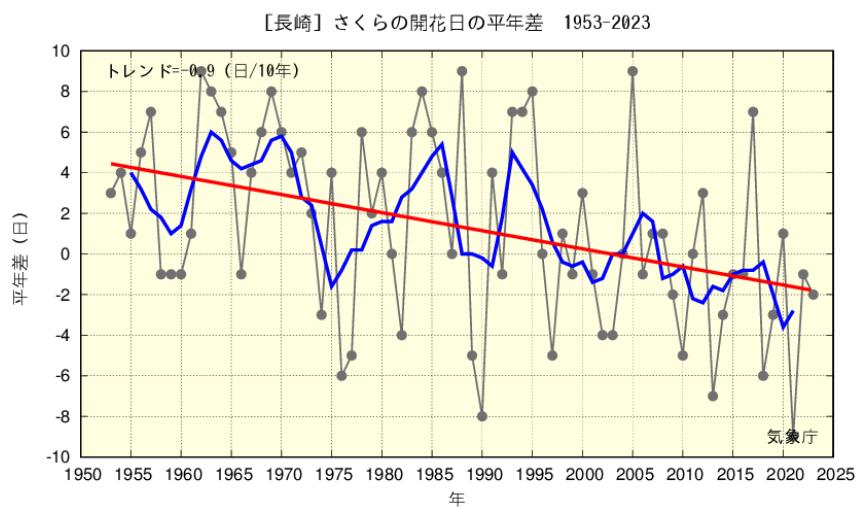


図 20 長崎県内におけるさくら開花日

7
8
9

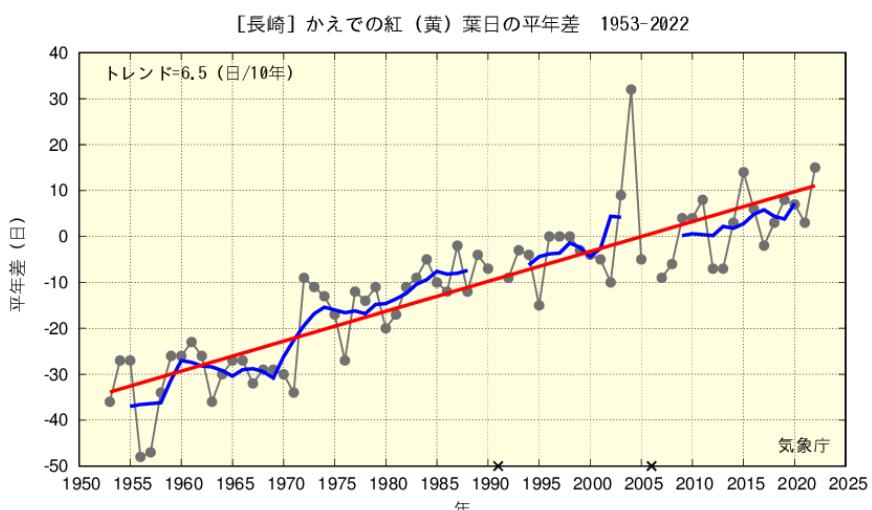


図 21 かえで紅葉日の変化傾向

1 また、長崎県の近接海である東シナ海北部の年平均海面水温は、100年あたり
2 1.31°Cの割合で昇温しています。これは、世界全体の海面水温の上昇率(0.61°C/100
3 年)より大きい値となっています。

4 こうした影響は海洋・沿岸生態系に変化をもたらしており、例えば県内の海域では、
5 南方系のホンダワラ類やアントクメと呼ばれる海藻の分布が北へと拡大していること
6 が確認されています。本来は沖縄などの熱帯域に生息し、猛毒を持つことで知られるヒ
7 ョウモンダコが発見されており、野母半島沿岸ではナンヨウマンタが確認され、九州沿
8 岸初記録で分布北限記録(2017年9月)になっています。

9 また、アイゴ(バリ)やイスズミなどの藻食性の魚類が冬でも活発に活動するようにな
10 ったことが「磯焼け」という海藻の群落(藻場)が著しく衰退または消失する要因の
11 1つとされています。

12 沿岸生態系の変化により、海藻を餌とするアワビやサザエ、海藻を産卵場や隠れ家と
13 する魚類などの水産資源の減少が懸念されています。

14 このように、気候変動(気温や海水温の上昇など)による生物多様性の損失(種の絶
15 減や生息・生育域の移動など)や生態系サービスの低下(漁獲量の減少、洪水や土砂災
16 害の増加、観光資源である自然景観の変化など)が懸念されています。

18 ②漂流・漂着ごみ、油汚染等、近隣諸国等の社会経済活動に伴う影響

19 長崎県は、日本列島の西端に位置し、黒潮から派生する対馬暖流の影響も受けやすい
20 地理的な特性と、海岸線が全国第2位の長さを有していることから、外国由来や国内か
21 ら流出したプラスチックごみ等が、取り除いても繰り返し多量に漂着しています。また、
22 漂流・漂着ごみとともに、廃油がオイルボールとして漂着・漂流し、ヒジキや岩ノリな
23 どの海藻や魚介類に被害を及ぼしたり、本県の海域に飛来する水鳥類に付着してその命
24 が失われたりする場合もあります。

25 一方、ウミガメが海を漂うビニール類を餌となるクラゲと間違えて大量に飲み込み、
26 胃の中に溜まったビニールが栄養障害を引き起こして死亡させる事例も知られています。
27 漂流・漂着ごみがウミガメの産卵場所として利用される海岸を覆いつくすことで、
28 砂浜の減少の問題に加え、ウミガメなどの野生動物の生息に大きな影響を及ぼすことも
29 懸念されています。

30 このように、海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への
31 悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしていますが、
32 近年、マイクロプラスチック(一般に5mm未満の微細なプラスチック類をい
33 う。)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。海
34 で漂流・漂着するプラスチックごみは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次
35 第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となります。マイクロプラスチックは、漂
36 流の過程で汚染物質が表面に吸着し、化学汚染物質の海洋生態系へ取り込まれる原因に
37 なる可能性があるほか、実験室レベルでは誤食により海洋生物の体内に取り込まれること
38 によって、海洋生物が害を受け、炎症反応、摂食障害などにつながる場合があること
39 がわかっています。

40 また、国内や近隣諸国の社会経済活動の進展に伴い、酸性雨や黄砂、光化学オキシダ

ントなどの大気汚染による森林生態系や両生類などへの影響が懸念されています。

(5) 危機の背景にある社会経済の状況

4つの危機の背景には、戦後の経済成長や人口動向、産業構造の変化、経済・社会のグローバル化等が影響しています。

経済成長に伴う急激な開発は弱まっていますが、新たな開発や過去の開発の影響の継続、大量生産・大量消費を基調としたライフスタイルは主に第1の危機の背景として今も生物多様性を脅かす大きな要因です。

明治時代以降の人口増加に伴う住宅をはじめとした都市的な土地利用の拡大は第1の危機に、その後の地方から都市への人口流出や産業構造の変化、エネルギー革命は、里地里山地域の荒廃や耕作放棄、森林荒廃といった第2の危機に影響しています。

経済・社会のグローバル化は自給率の低下による国内資源の利用低下により第2の危機に、人・物の出入りの急増に伴う外来種問題の拡大という形で第3の危機に影響しています。

こうした社会経済活動において生物多様性の主流化が進んでいないことが、生物多様性損失の根本要因と言えます。

1 5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題

2
3 「社会情勢の変化及び国内外の動向」、「県戦略の取組と評価」、「県民の意識の変化」、「長崎
4 県の生物多様性の危機の現状」などを踏まえ、長崎県における課題を以下のとおり整理しま
5 した。

6

7 課題① 生物多様性の認知度の質、行動変容、社会経済活動における配慮（生態系サービ
8 スへの理解）

- 9 • 生物多様性の言葉の意味や内容が浸透していない
- 10 • 生物多様性の大切さの普及が進んでいない
- 11 • 県戦略が知られていない
- 12 • 保全活動の拡がりがない
- 13 • 社会経済活動における配慮が浸透していない
- 14 • 教育現場の変化を捉えた対応が必要
- 15 • 生物多様性の認知度について質的な評価が必要

16 県民アンケートの結果から、「生物多様性」という言葉の認知度は上昇傾向にあります
17 が、意味まで知っている割合は引き続き低い状況であり、生物多様性保全戦略の認知度に
18 ついては低下しています。

19 市民団体などによる生物多様性保全活動を支援する緑といきもの賑わい事業の採択団
20 体は増加傾向にありますが、県内各地での展開に向けては更なる拡がりが必要です。

21 民間の企業や団体等が取り組む上では、生物多様性保全のもたらすより具体的な価値の
22 理解が必要です。

23 教育現場での取り組みは継続して行われていますが、GIGAスクール構想などによる教育
24 環境の変化を捉えた効果的な環境教育が必要です。また、市民団体と学校の連携の中には
25 おいて、地域の自然や生物多様性に関する取組を位置づけることも重要です。

26 公共工事において希少な生物の生息環境が損なわれることが危惧される事例が発生し
27 ているほか、民間企業の事業活動における生物多様性に配慮した取組は県内では多くは
28 見られません。

29 より一層、生物多様性の恵み（生態系サービス）についての理解を深めることが重要で
30 す。多様な主体が保全活動に参画するとともに、各主体間の連携を深める取組の推進が課
31 題です。

32

33 課題② 法規制に加えより積極的な保護措置が必要（保全エリアの面的な拡大、場の
34 保全）

- 35 • 開発行為による生態系への影響が継続
- 36 • 人間活動等により生息・生育環境が分断し、悪化
- 37 • 漂流漂着ごみや海洋プラスチックごみによる生態系への影響が継続
- 38 • 保護地域以外の保全・再生の取組、面的な保全エリアの拡大
- 39 • 種指定にとどまらない積極的な生息地保全が必要

1 法規制や種指定による基盤的な取組は一定の効果を上げていますが、希少種の個体数
2 の減少や生成生物の生息・生育環境の悪化が依然見られており、引き続き国定公園や県立
3 自然公園、鳥獣保護区等の保護地域の保全を図るとともに、必要に応じ区域の追加・見直
4 しを行なうことが必要です。

5 さらに、30by30 等の目標達成や、二次的な自然やそこに生息・生育する普通種を含む
6 野生動植物を保全し、県内の生物多様性を維持・回復していくためには、自然共生サイト
7 等の制度を活用した保護地域以外も含む面的な保全エリアの拡大や、そこでの主体的な
8 保全活動の推進が課題です。

9

10 課題③ 外来種や増えすぎた鳥獣による被害の拡大

- 11 ・外来種の影響の普及啓発が進んでいない
- 12 ・特定外来生物以外の外来種放出等の規制がない
- 13 ・外来種対策の実施体制が確立していない
- 14 ・外来種の分布状況や生態系への影響が把握できていない
- 15 ・里地里山や里海を管理してきた農林水産業従事者や鳥獣捕獲者等の高齢化が進み、担
い手が不足している
- 16 ・二次的な自然環境が荒廃している
- 17 ・増えすぎた鳥獣（ニホンジカ等）による生態系等被害が拡大している

18 外来種については、令和5年の外来生物法改正により県や市町の責務が追加されたこ
となども踏まえ、外来種リストの改定を通じた優先度の検討、アメリカザリガニの防除実
施計画の策定に取り組みましたが、より具体的な役割分担や体制の構築には依然として
19 課題があります。

20 イノシシやニホンジカについては有害捕獲等に継続して取り組んでいますが、生息数
21 の増加や生息範囲の拡大が依然懸念されています。また、そうした鳥獣に付着したマダニ
22 を媒介して、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの感染症が広がっている点も大き
な課題として認識されるようになっています。

23 人口減少や高齢化による土地利用の変化や担い手不足はより深刻化しており、自然環
境を管理する取組が益々重要になるとともに、人が関わる機会が少ない自然のあり方を
24 考える必要性も増しています。

25 課題④ 自然資源の持続的な活用による地域活性化（住みたい・訪れたい地域、社会課題
26 の解決）

- 27 ・交流人口や関係人口の拡大のために豊かな自然資源を活用した魅力ある地域づくり
- 28 ・多様な地域資源（バイオマスや温泉等）の活用

29 人口減少や高齢化が進む地方部において生物多様性を維持・再生させていくためには、
30 自然資源として持続的に活用し、地域活性化に寄与する視点が重要です。

31 デジタル社会・情報化社会の進展等により日常生活におけるリアルな自然体験が減少
32 する一方、コロナ禍を経て自然豊かな地域で過ごすスタイルへの志向も見られます。生活

1 者または旅行者として、豊かな自然にふれあえる環境へのニーズは高まっていることに
2 加え、訪日外国人旅行者も回復傾向にあることから、国立公園や国定公園などの地域の強
3 みである自然を守り生かし、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

4 自然資源を活用した産業を促進するとともに、地域課題の解決に役立てる視点も重要で
5 す。

6

課題⑤ 情報基盤の整備と人材・体制づくり

- ・外来種や気候変動等による影響が把握できていない
- ・基礎データを収集できる人材が減少
- ・生物標本を保管する施設がない
- ・海洋生物等の基礎データ収集ができていない
- ・調査結果の活用ができていない
- ・長崎県の生物多様性の特徴の把握と整理
- ・保全活動等を指導できる人材の育成や体制の整備が必要

7 気候変動などの不確定要素が大きくなっている状況下では、目標を適切に設定し、計画
8 を管理する上でモニタリングの重要性が増しています。希少種等の生息・生育状況を把握
9 するモニタリング調査の継続に加え、外来種や普通種も含めた地域の生物多様性の状況
10 を把握する調査の重要性が増しています。また、収集した自然情報のデータベース化や多
11 様な主体が実施する保全対策への活用、生物多様性の重要性に関する理解促進への活用
12 などが必要です。

13 調査を担う県内の専門人材や継続的にデータを蓄積し管理する体制が不足しているこ
14 とが課題です。

1 第3章 2050年目標

2
3 長崎県における生物多様性の危機の現状と課題を踏まえ、長期目標として「2050年目
4 標」を掲げます。

5 2050年目標の達成を通じて、ながさきの恵み豊かな生物多様性の保全とその持続可能
6 な利用を基礎とした活力あふれる地域づくりを進め、『いきものと人々がにぎわう「なが
7 さきの未来環境』』の実現を目指します。

2050年目標

I 県民、事業者、行政等の多様な主体により生物多様性の恵みの重要性が理解され、意 思決定や行動に反映されている社会

9 暮らしや社会の中で、生物多様性について「考え」、「意識し」、「行動へつなげていく」
10 ことが重要です。

11 生物多様性に関する広報や普及啓発を進めるとともに、生物多様性の恵みにふれる機会
12 （美しい自然を楽しむ、おいしく新鮮な食材を味わう、地域の風習に接するなど）をより
13 多く持てるよう努めることにより、県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、それぞれ
14 の意思決定や行動に反映されている社会を目指します。

16 また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、様々な主体（個人、企業、団体、行政な
17 ど）の取組や活動と密接に関わっており、それぞれの主体には責任ある行動が求められてい
18 ます。つまり、それぞれの立場で、環境への適切な配慮や優れた自然環境の保全、希少
19 な動植物の保護管理、生物多様性の恵みの持続可能な利用を進めていく必要があります。

20 そのため、生物多様性に配慮した取組の基礎となる情報の収集・整備や様々な主体に応
21 じた情報の提供、多様な主体の連携・協働を可能とするための仕組みづくりを通じて、生
22 物多様性に配慮した取組の輪を広げていきます。

2050年目標

II 種の絶滅がなく、多様な生態系の保全・再生が図られ、多種多様な生き物が生息・生 育し、生物多様性の恵みをもたらす自然環境が持続的に確保されている社会

24 生命が地球に誕生して以来、今日までに、何度も大量の生物種の絶滅の歴史があったと
25 言われていますが、現在の種の絶滅スピードはこれまでになく急速で、その原因は広く人
26 間活動にあると言われています。

27 キタタキ、トキ、カワウソのように、明治以降、長崎県から姿を消していった生物種も
28 少なくありません。

29 私たちの今後の取組により、現存する生物種を保護することは可能ですが、既に失われ
30 た種をよみがえらせることはできません。

31 「種の多様性」は生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標といわれています。絶
32 滅のおそれのある種を保護するための取組を積極的に進め、長崎県においてこれ以上1つ

1 の種も絶滅させないことを目指します。

2
3 種の多様性を保全するためには、種が生息・生育する自然環境の多様性、つまり生態系
4 の多様性を保全することが大切です。

5 県内には、海洋、砂浜、干潟、森林、里地里山、河川など様々な生態系があり、美しい
6 自然の景観が残されています。特に長崎県は、海に囲まれ、入り組んだ土地、多くの離島
7 に多様な生態系が広がっています。一方、森林ではニホンジカによる食害が生じており、
8 里地里山では人の関与が少なくなったことで荒廃が進んでいます。また、里海では藻場が
9 衰退・消失する「磯焼け」が確認されています。このため、それぞれの生態系の特性や生
10 態系間のつながりを意識した取組を進め、多様な生態系の保全・再生を目指します。

11
12 「種の多様性」や「生態系の多様性」の保全・再生を通じて、生物多様性の恵みを享受
13 できる自然環境が持続的に確保されている社会を目指します。

14 2050年目標

III 生物多様性の恵みの持続可能な活用により、地域が賑わい、人と自然が共生している 社会

15 私たちの暮らしは、生物多様性から得られる多くの恵みによって支えられています。そ
16 の恵みを将来にわたって享受していくためには、生きものや生態系が自らの力で再生可能
17 な範囲でその恵みを利用する「持続可能な利用」が必要です。

18
19 生物多様性がもたらす恵みには、豊かな自然環境だけでなく、その地域で培われてきた
20 様々な食文化や伝統芸能などの地域資源が含まれています。各地域において自立・分散型
21 の社会を構築するためにも、地域資源を持続可能な形で上手に活用し、環境と経済の好循
22 環による地域活性化につなげていくことが重要です。

23
24 各種ツーリズムの促進や地域資源を生かした商品・サービスの開発、普及などの取組を
25 進め、それぞれの地域で地域資源を持続的に活用する産業が育つことにより、地域が賑わ
26 い、人と自然が共生している社会を目指します。

1 第4章 行動目標（2030年目標）

2
3 2050年目標の達成に向けて、令和12（2030）年度までに重点的に取り組むべき行動
4 の方向性を「行動目標」として掲げます。

5
6 **行動目標1：生物多様性の恵みについての多様な主体の理解を深め、**
7 **各主体の行動と連携強化につなげる**

8
9 **（1）自然への関心を高め、生物多様性の恵みへの理解を深める**

10 生物多様性への県民の理解を深め、行動へつなげていくためには、生物多様性と私
11 たちの暮らしとの関係を知り、社会経済にもたらされる恵みを実感してもらうことが重
12 要です。

13 そのため、生物多様性に関する普及啓発や教育・学習の充実（義務教育段階での小中
14 学校の総合学習や公民館講座など）、自然とのふれあいの機会と場の提供などの取組を
15 進めます。

16 また、経済活動を行う企業や団体等に対しては生物多様性保全により得られる付加価
17 値など、より実際的な恵みを理解してもらうための普及啓発に取り組みます。

18
19 **（2）多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する**

20 多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進するため、生物多様性に配慮した
21 消費行動の推奨、多様な主体による保全活動などの推進（新たな主体の創出、連携協働
22 の促進、人材育成や活用、活動支援など）、生物多様性に配慮した公共工事等の推進に
23 よる行政施策への生物多様性の浸透などを進めます。

24 また、国内外の動向や県内の担い手不足を踏まえて、民間企業が事業活動の一環とし
25 て実施する取組や市町と連携した保全の取組を促進します。

26
27 **行動目標2：自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する**

28
29
30 **（1）地理的・地史的特性を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る**

32 長崎県は日本列島の西端に位置し、大陸に近く、対馬暖流は南から北へ流れているこ
33 とから、大陸起源の動植物や、渡り鳥などの国境を越えて行き来する動物、分布限界に
34 あたる南方系や北方系の動植物など、地理的・地史的特性を反映した生態系や生物種が
35 数多く見られます。また、大小約600の島々を有しており、海岸線が長く、閉鎖性海
36 域の大村湾をはじめとしたあらゆるタイプの海域があります。

37 これらの長崎県ならではの特徴である生物多様性を保全するため、自然環境の監視、
38 種の保護・生態系の保全のための取組を強化します。水環境や漂流・漂着ごみ、地球温
39 暖化対策などの取組を進めます。

1 (2) 希少野生動植物種などを保護する重要地域を核として、様々な生態系の保全、回復
2 を図り、生態系ネットワークの形成を進める

3 ツシマヤマネコなどの希少野生動植物を保護するため、保護増殖事業の実施や希少
4 種の捕獲・採取に関する規制の取組を進めます。

5 県土面積の約 18 %を占める自然公園などの重要地域の保全を核として、森林生態
6 系、農地生態系、都市生態系、陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島しょ生態系など長崎
7 県の様々な生態系の保全・回復を図り、生態系ネットワークの形成に向けた取組を推進
8 します。

9 (3) 自然共生サイトの認定等、民間主体の保全活動による面的な保全を促進する

10 30by30 等の目標達成や、二次的な自然やそこに生息・生育する普通種を含む野生動
11 物種を保全し、県内の生物多様性を維持・回復していくために、自然共生サイトの認定
12 などによる保護地域以外も含む面的な保全の拡大や、そこでの主体的な保全活動を推
13 進します。

14 行動目標 3：健全な生態系の確保に向けて、自然環境を適切に管理する

15 (1) 外来種（国外・国内由来外来種）などに関する理解を深め、放出防止を図る

16 外来種の対策を進めるには、県民一人ひとりが外来種による生態系への影響やその
17 対策について正しい理解や知識を持つことが重要です。そのために、外来種の被害防
18 止 3 原則（入れない、捨てない、拡げない）などの普及啓発や、外来種の分布や影響
19 についての情報の共有化を進めます。

20 また、飼養されている愛玩動物や家畜などの適正管理と逸脱防止を推進します。

21 (2) 外来種などの侵入・定着・拡散による生態系などへの被害発生を回避する

22 外来種の侵入・定着を未然に防ぐため、県民も含めた監視体制の強化を図り、早期
23 発見に努めます。また、侵入・定着が確認された外来種は、関係機関や地元市町、地
24 域住民と連携して、効率的・効果的な防除に努めます。

25 (3) 野生鳥獣などの適正な管理を図る

26 生息数の増加や生息域の拡大が見られるイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣につ
27 いて、農林業被害や生態系被害を防止するため、環境改善や防護、効果的な捕獲を組合
28 せた総合的な対策の推進により適正な管理を図ります。

29 (4) 人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、里地里山などの保全を図る

30 長崎県の島しょ部や中山間地域では、急激に人口減少や高齢化が進んでおり、自然と
31 人間とのかかわりの中で維持されてきた里地里山や里海の二次的自然が荒廃しつつあ
32 ります。そのため、里地里山での保全活動（周辺林地の草刈や生物の保護などの多面的

機能を増進する活動)の支援、地域を維持するための取組(荒廃農地の発生防止や担い手育成など)を進めます。

行動目標4：自然資源を持続的に活用し、魅力ある地域づくりを進める

(1) 自然資源を活用した産業を育てる

農地などにおいて健全な生態系を維持するためには、生物多様性に配慮した生産活動が行われることが重要です。また、生物多様性が有する価値を可視化することにより、新たな経済価値が生まれ、環境と経済の好循環をもたらす可能性があります。

そのため、生物多様性に配慮した生産活動(自然環境に配慮した農業、森林・水産資源の適切な利用・管理など)を推進します。また、生物多様性に配慮した生産物の付加価値化(エコラベルなど)を推進します。

さらに、生物多様性を活用した魅力あふれる観光地づくりを進めるため、国立公園等の利用環境の上質化により魅力を伝えるとともに、生物多様性の恵みによって支えられた地域資源(地域で培われてきた様々な食文化、伝統芸能など)を活用したエコツーリズムやグリーンツーリズム、アドベンチャーツーリズムなどの持続的な観光を推進します。

(2) 自然資源を活用した地域づくりを進める

バイオマス資源や温泉を生かした商品・サービスの開発の取組を進めます。これらの取組を通じて、雇用創出や產品の販売促進など地域産業の育成を図ります。

地域に特有の美しい景観や豊かな自然を守り生かす地域活動を推進に魅力を向上することで、女性や若者を含む交流人口や関係人口の増加を図り、人口減少や少子高齢化等の社会課題の解決を目指します。

行動目標5：生物多様性に関する基礎データの収集・整備と人材育成を進める

生物多様性の現状や変化を的確に把握することが不可欠であり、科学的データをもとに予防的かつ順応的な態度に基づく取組を進めていくことが重要です。そのため、希少な野生動植物や外来種、重要な生態系の動向をはじめとした生物多様性に関する基礎情報の収集を進めます。また、情報を施策に活用するためのデータベースの構築などを進めるとともに、県民の生物多様性の重要性の理解や保全活動への参画促進のため、主体に応じた情報の提供を進めます。

データを収集・活用できる人材の育成のため、県内部の体制や地域の大学等と連携を構築し、各主体の取組を支える情報の発信につなげます。

【第2部 行動計画編】

第Ⅰ章 行動計画の趣旨と計画期間

第Ⅰ部第3章に掲げた県戦略の3つの目標（2050年目標）の実現に向けて、同第4章に掲げた5つの行動目標（2030年目標）を達成するために、令和12（2030）年度までに重点的に取り組む施策を行動計画として定めます。

第2章 行動計画

1. 行動計画の施策体系

行動計画は、5つの行動目標ごとに、各目標を達成するための具体的な施策を定めたものです。なお、各施策については複数の行動目標と関連するものが多く、それらの関連性を整理・体系化すると次のようになります（表13）。

表13 行動計画の施策と各行動目標との関連性

行動目標	施策（案）	行動目標				
		1	2	3	4	5
行動目標1 生物多様性の恵みについての多様な主体の理解を深め、各主体の行動と連携強化につなげる	① 県民への普及啓発	◎	○	○	○	○
	② 学校における環境教育・学習の推進	◎	○	○	○	○
	③ 社会経済活動における取組の推進	◎	○	○	○	○
	④ 多様な主体による保全活動等の推進	◎	○	○	○	○
	⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進	◎	○	○		○
行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する	① 希少種等の保護	○	◎	○		○
	② 重要地域の保全等		◎			○
	③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の保全、回復	○	◎	○	○	○
	④ 監視体制の推進		◎	○		○
	⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、温暖化等）の推進	○	◎		○	○
	⑥ 民間主体の保全活動の推進	○	◎	○	○	○
行動目標3 健全な生態系の確保に向けて、自然環境を適切に保護管理する	① 普及啓発	○	○	◎		○
	② 外来種等の早期発見・防除の推進	○	○	◎		○
	③ 鳥獣被害等防止対策の推進		○	◎	○	○
	④ 里地里山・里海の保全と活用	○	○	◎	○	○
行動目標4 自然資源を持続的に活用し、魅力ある地域づくりを進める	① 自然資源を持続的に活用する生産活動の推進		○	○	◎	
	② 自然資源を活用した持続的な観光の推進			○	◎	
	③ 自然資源を活用した地域づくりの推進	○		○	◎	
行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備と人材育成を進める	① 基礎データ（野生動植物の生息・生育状況等）の収集	○	○	○	○	◎
	② 自然環境情報の整備、活用	○	○	○	○	◎
	③ 環境保健研究センターや大学等との連携強化	○	○	○	○	◎

凡例：◎関連性が強いもの、○関連性があるもの

1 **2. 行動計画**

2 5つの行動目標ごとに、生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策を行動計画
3 として定めます。各施策の実施にあたっては、SDGs の達成に向けた取組としても推進さ
4 れるよう、施策項目ごとに関連する SDGs の目標を示しています。

5 また、行動計画ごとに、各施策の進捗状況や達成状況を客観的に把握していくため、可
6 能なものについては指標と目標値を設定しています。

7 なお、各取組について、新たな取組は【新】、拡充する取組は【拡】、継続の取組は【継】
8 と表記し、その取組を実施する所管課室を記載しています。各取組が複数の目標に関連す
9 る場合は、(再掲) と表記しています。

10 **行動目標Ⅰ：生物多様性の恵みについての多様な主体の理解を深め、各主体の行動と
11 連携強化につなげる**

12 <施策の方向性>

13 (1) 自然への关心を高め、生物多様性の恵みへの理解を深める

- ・生物多様性への県民の理解を深め、行動へとつなげていくためには、生物多様性と私たちの暮らしとの関係を知り、社会経済にもたらされる恵みを実感してもらうことが重要であるため、生物多様性に関する普及啓発や教育・学習の充実、自然とのふれあいの機会と場の提供などの取組などを進めます。
- ・経済活動を行う企業や団体等に対しては生物多様性保全により得られる付加価値など、より実際的な恵みを理解してもらうための普及啓発に取り組みます。

14 施策：①、②

15 (2) 多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する

- ・多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進するため、生物多様性に配慮した消費行動の推奨、多様な主体による保全活動などの推進(新たな主体の創出、連携協働の促進、人材育成や活用、活動支援など)、生物多様性に配慮した公共工事の推進による行政施策への生物多様性の浸透などを進めます。
- ・国内外の動向や県内の担い手不足を踏まえて、民間企業が事業活動の一環として実施する取組や市町と連携した保全の取組を促進します。

16 施策：③、④、⑤

1 <施策と具体的な取組>

2 ① 県民への普及啓発



5 ○環境月間等のイベントや環境学習総合サイト「e ネットながさき」、SNS 等による環境
6 関連情報の発信、環境リーダーの拡大やネットワークの強化を行い、環境教育、環境保
7 全活動を推進します。【継】〔県民生活環境課〕

9 ○生物多様性の恵みについて理解を促進するため、地域や企業等で開催される研修会・学
10 習会等に環境アドバイザー制度や県政出前講座等を活用して講師等を派遣し、普及啓
11 発活動に取り組みます。【拡】〔県民生活環境課、自然環境課〕

13 ○生物多様性に関する多様な情報（自然環境や保全活動、生物多様性に配慮した行動等）
14 を幅広く発信するため、環境月間等のイベントや新聞等のメディアを利用した広報を
15 検討するとともに、県ホームページや生物多様性 Web サイト等の充実を図ります。また、HP や SNS 等を活用した普及啓発を推進します。【拡】〔自然環境課〕

18 ○豊かな自然環境や自然公園施設、自然体験活動等に関する情報を発信し、自然資源の活
19 用と自然の恵みの理解醸成を推進します。【継】〔自然環境課〕

21 ○県民の森において、自然体験型の環境学習や企画内容を充実させ、より多くの人たちに
22 森林の中で自然とふれあう機会を提供し、生物多様性を含めた自然環境の大切さを伝
23 えます。【継】〔林政課〕

26 ② 学校における環境教育・学習の推進



30 ○自然環境情報の提供や生物多様性に関する講演会、自然体験活動等を通じて、環境教育
31 を推進します。【継】〔自然環境課〕

33 ○理科教育を担当する教員へ生物多様性保全の最新の動向や課題等とともに、分かりや
34 すく正しい情報について提供を行い、学校での教育・学習との連携・協力を図ります。
35 【新】〔自然環境課〕

37 ○小中学校において、自然に親しむ体験活動を充実させます。【継】〔義務教育課〕

1 ○郷土学習資料「ふるさと長崎県（WEB版）」に、環境保全やSDGsをテーマにした資料を掲載し、県内のすべての中学生がいつでも活用できるように配信します。【継】〔義務教育課〕

5 ○自然科学教育の更なる充実を図るために、長崎大学が実施している小・中学校の児童生徒
6 対象講座に、連携・協力します。【継】〔義務教育課〕

8 ○各学校が行う地域清掃や水質調査、生態調査等について、地域と協働し、活動実施を推進します。また、各種自然科学に関するコンテスト等への積極的な参加を促進します。

10 【継】〔高校教育課〕

③ 社会経済活動における取組の推進



17 ○企業や団体等が行っている生物多様性保全に関する取組や活動について情報収集し、
18 優良事例の紹介や支援を必要とする地域とのマッチングなどにより関係者の取組や連
19 携を推進します。【新】〔自然環境課〕

21 ○各市町で開催されている地域子ども教室において、自然体験活動の取り入れを促します。
22 また、青少年教育施設や公民館等における子どもや親子を対象とした自然体験講座
23 の実施を支援します。さらに、環境教育講座、自然観察及び自然体験活動を充実してい
24 きます。【継】〔生涯学習課〕

26 ○ながさき県民大学の主催及び連携講座で、自然体験・環境保全活動や環境教育を推進する講座を支援し、まなびネットでの周知啓発を図ります。【継】〔生涯学習課〕

29 ○川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、関係部局や地域の関
30 係機関が連携し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の登録、長崎ふれあ
31 い水辺HP等による情報発信及び利用促進などを行います。また、このような水辺の創
32 出を検討します。【継】〔河川課〕

34 ○諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画に基づき、関係機関と連携
35 し、豊かな水辺環境の保全及び自然と調和した水辺環境の利活用を推進します。【継】
36 [地域環境課]

④ 多様な主体による保全活動等の推進



○多様な主体による協働の取組を促進するため、協働に関する相談等の受付窓口である「協働サポートデスク」を設置し、NPO・ボランティア団体への情報提供や助言、事業提案等の受付を行うほか、専門家によるコーディネート支援を行います。【継】〔県民生活環境課、関係各課室〕

○企業や団体等が行う自然共生サイトの認定や希少野生動植物の保全活動等を推進します。【拡】〔自然環境課〕

○生物多様性の恵みについて理解を促進するため、地域や企業等で開催される研修会・学習会等に環境アドバイザー制度や県政出前講座等を活用して講師等を派遣し、普及啓発活動に取り組みます。（再掲）【拡】〔県民生活環境課、自然環境課〕

○ながさき環境県民会議において、循環型社会づくりのため、「ゴミゼロながさき実践計画」の進行管理を行い、4Rに関する県民運動を推進します。【継】〔資源循環推進課〕

○地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援します。また、NPO や森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林づくりを推進するとともに、活動の支援を行います。【継】〔林政課〕

○環境に配慮した物品などの購入（グリーン購入）の普及促進を図ります。【継】〔地域環境課〕

⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進



○公共工事を担当する県の関係部局や振興局、市町の担当者に対して、生物多様性への配慮の必要性について定期的な説明の場を設けるとともに、相互の情報共有や専門家との連携により取組を支援します。【新】[自然環境課]

○公共工事及びその他の施設整備事業について、県庁環境マネジメントシステム(EMS)に基づき、環境に配慮した工事を推進します。【継】[地域環境課]

- 長崎県環境物品等調達方針に公共工事分野を設け、資材、建設機械、工法、目的物ごとに環境に配慮した基準を定めることで生物多様性にも配慮しています。【継】〔地域環境課〕
- 生物多様性に配慮し、水産生物の良好な生息環境空間の創出と水産資源の持続可能な利用に資する漁場の整備を推進します。【継】〔漁港漁場課〕
- 公共工事の実施にあたっては、必要に応じて、周辺動植物の生息環境への影響を考慮し、生物多様性に配慮した整備に努めます。【継】〔漁港漁場課〕
- 農地の基盤整備事業において、現場発生石材を有効活用して石積みによる畦畔復旧を行うことで、野生生物の生育、生息空間の創出を推進します。【継】〔農村整備課〕
- 農業農村整備事業の実施にあたっては、計画段階から生物多様性配慮の視点を導入するとともに、地域住民の理解・参画を得ながら、適宜専門家の助言を得て計画的に推進していきます。【継】〔農村整備課〕
- 現在の森林を保全しながら防災力強化をおこなう地山補強土工法や固定工、アンカー、杭工、集水井工等の治山工事に取り組みます。また、ニホンジカ等の獣害被害が多い地域においては、必要な獣害防止対策を講じながら植生保全に努めます。【継】〔森林整備室〕
- 道路建設等にあたっては、必要に応じて自然環境への影響調査の実施、自然景観の保護、緑化植物の外来種等の使用防止（在来種の利用）、生きものに配慮した構造物の利用等により、生物多様性に配慮した公共工事を推進します。【継】〔道路建設課〕
- 公共工事の実施にあたっては、必要に応じて、事業の構想段階から多様な主体の参画による合意形成を図る取組を進め、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、在来種を活用した緑化など生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【継】〔道路建設課、道路維持課、河川課〕
- 港湾・海岸整備において、必要に応じて生物共生機能を付加させることにより、生物生息場及び良好な海域環境の創出に努めます。また、地域住民が自然に親しめる空間とあわせて、必要に応じて多様な生物の生息・生育空間を創出できるような緑地の整備に努めます。【継】〔港湾課〕
- 河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上及び多様な河川景観の保全・創出に配慮した河川管理を行います。【継】〔河川課〕

1

2 ○砂防施設の整備に際しては、豪雨、地すべり等による土砂災害を防止するだけではなく、
 3 景観との調和、平常時の渓流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらに下流
 4 域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を考慮するために、透過型砂防えん堤の採用
 5 を推進します。【継】〔砂防課〕

6

7

8 <成果指標>

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・「生物多様性」の言葉の認知度（県政アンケート）〔自然環境課〕	76% (R7年度)	81% (R12年度)	①、②、 ③、④
・自然への関心度（県政アンケート）〔自然環境課〕	77% (R7年度)	82% (R12年度)	①、②、 ③、④
・自然体験活動に取組んでいる小・中学校の割合〔義務教育課〕	100% (R7年度)	100% (R12年度)	②
・生物多様性保全と利用に関する取組への参画割合（県政アンケート）〔自然環境課〕	39% (R7年度)	49% (R12年度)	①、②、 ③、④
・民間主体の保全活動への県民の参加者数〔自然環境課〕	558人 (R6年度)	1,000人 (R12年度)	①、③、 ④
・生物多様性に関する取組への参画割合（県民）〔自然環境課〕	39% (R7年度)	49% (R12年度)	③、④
・生物多様性に関する取組への参画割合（企業）〔自然環境課〕	31% (R7年度)	41% (R12年度)	
・ながさきグリーンサポートーズクラブメールマガジン情報発信数〔県民生活環境課〕	285件 (R6年度)	毎年度設定	①、③、 ④
・環境配慮物品の調達〔地域環境課〕	97% (R6年度)	100% (R12年度)	②、③、 ④、⑤

9

10

<活動指標>

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・環境アドバイザー派遣回数〔県民生活環境課〕	152回 (R6年度)	毎年度設定	①、④
・公共事業部局への説明会の回数〔自然環境課〕	4回 (R7年度)	4回以上 (毎年度)	⑤

11

12

1

2 行動目標 2：自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する

3

4 <施策の方向性>

(1) 地理的・地史的特性を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る

- ・日本列島の西端に位置し、大陸に近く、対馬海流の影響を受けるなど、長崎県ならではの生物多様性の特徴を踏まえ、種の保護や生態系の保全するため、希少種等の保護、重要地域の保全、生態系の保全や回復、監視体制の推進、環境対策の推進などの取組を強化し、水環境や漂流・漂着ごみ、地球温暖化対策などの取組を進めます。

施策：①、②、③、④、⑤

(2) 希少野生動植物種などを保護する重要地域を核として、様々な生態系の保全、回復を図り、生態系ネットワークの形成を進める

- ・希少野生動植物を保護するため、保護増殖事業の実施や希少種の捕獲・採取に関する規制などの取組を進めます。
- ・重要地域の保全を核として、森林生態系、農地生態系、都市生態系、陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島しょ生態系など様々な生態系の保全・回復を図り、生態系ネットワークの形成に向けた取組を推進します。

施策：②、③

(3) 自然共生サイトの認定等、民間主体の保全活動による面的な保全を促進する

- ・30by30 等の目標達成や、二次的な自然、普通種を含む野生動植物を保全し、県内の生物多様性を維持・回復していくために、自然共生サイトの認定などによる面的な保全の拡大や、当該地での主体的な保全活動を推進します。

施策：③

5

6 <施策と具体的な取組>

7 ① 希少種等の保護

8

9

10



11 ○市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護、動植物の生息生育環境の保全等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等を支援することにより、希少種等の保護を促進するとともに活動への多様な主体の参画を促進します。【拡】
12
13
14 [自然環境課]

15

16

17

1 ○対馬のみに生息し、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコの普及啓発や生息状
2 況モニタリング調査や生息環境保全のためのニホンジカ対策等を行う保護増殖事業を
3 環境省、林野庁、対馬市等の関係機関とともに推進します。【継】〔自然環境課〕

4
5 ○絶滅危惧種の中でも、特に保護の必要性が高い種については、長崎県希少野生動植物の
6 保護と生息・生育地の保全に関する方針に基づき、保全すべき種や区域の指定など規制
7 による保護を推進します。【継】〔自然環境課〕

8
9 ○野生生物との接し方の啓発に努めるとともに、負傷鳥獣の救護施設等での救護活動に
10 より、多くの負傷鳥獣の野生復帰を推進します。また、救護のあり方について検討を進
11 めていきます。【継】〔自然環境課〕

12
13 ○野生鳥獣の適正な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画の策定と計画に基づく運用
14 を進めます。【継】〔自然環境課、農山村振興課〕

16
17 ③ 重要地域の保全等



21 ○自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果を踏まえ、必要に応じて、長崎
22 県未来環境条例に基づく自然環境保全地域の追加指定または拡充を検討します。【継】
23 〔自然環境課〕

25 ○自然景観、野生動植物や生態系、自然とのふれあいに関する調査などの結果を踏まえ、
26 自然公園区域及び公園計画等の見直しを検討し、自然公園の適切な管理を図ります。ま
27 た、必要に応じ、採取を規制する指定動植物を指定し、希少種や生態系の保全を図りま
28 す。【継】〔自然環境課〕

30 ○鳥獣の重要な生息地については、鳥獣保護区として維持していきます。【継】〔自然環境
31 課〕

33 ○ジオパークについては、地元市町や関係団体と連携し、その資源の保全や活用、新たな
34 認定に向けた取組等を推進します。また、貴重な自然環境の保全を図るため、必要に応
35 じ、新たな地域指定について環境省や地元市町と連携し取組を支援します。【継】〔自然
36 環境課〕

38 ○名勝・天然記念物の指定、重要文化的景観に選定された地域について、文化庁や市町と
39 連携して維持、管理を行い、生物及び風致の多様性の保全を推進します。【継】〔学芸文
40 化課〕

③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の保全、回復



○企業や団体等が行う自然共生サイトの認定や希少野生動植物の保全活動等を推進します。（再掲）【拡】〔自然環境課〕

○水産資源回復のため、藻場・干潟・浅場の維持・回復等保全活動を行う組織を支援します。【継】〔漁政課〕

○沿岸・海洋生態系の維持・回復を目的とした水産庁の漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業などを活用し、藻場・干潟等における生物多様性の保全活動を促進するとともに、保全活動の効果把握など技術的な支援に取り組みます。【継】〔漁港漁場課〕

○放牧等の促進により、放牧地や採草地として利用される草原の維持管理を推進します。【継】〔畜産課〕

○農地の基盤整備を計画的に推進することにより、耕作放棄地の発生および拡大の防止を図ります。【継】〔農村整備課〕

○本県の自然的・経済的・社会的条件を踏まえて地域森林計画を策定し、適切に運用します。【継】〔林政課〕

○人工林において、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する公益的機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まるため、適切な森林整備を行います。【継】〔森林整備室〕

○都市における生物多様性を確保する観点から、市町と連携しながら都市地域における良好な自然環境としての都市公園・緑地の適正な維持に努めます。【継】〔都市政策課〕

○都市域や都市周辺における緑地や水辺は、都市の生態系ネットワークを維持する上で重要な役割を果たしているため、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を講じる緑の基本計画の策定を市町へ指導するとともに、都市公園を適切に維持管理します。【継】〔都市政策課〕

○浚渫工事や埋立工事において、汚濁拡散を防ぐため、必要に応じて汚濁防止膜等の設置をおこない、周辺海洋への濁りの影響を最小限に抑えます。【継】〔港湾課〕

1

2 ④ 監視体制の推進

3



5

6 ○事前に開発計画に係る関係法令等についての協議・確認等を行うことで、開発行為の適
7 正な誘導を図り、無秩序な土地開発を防止するとともに、良好な地域環境を確保します。

8

【継】〔土地対策室〕

9

10 ○長崎県環境影響評価条例及び環境影響評価法にかかる開発行為について、環境に対する
11 影響を審査し環境保全措置を指導するなど、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。【継】〔地域環境課〕

13

14 ○大気環境の把握のため、大気環境測定局等において大気環境の常時監視を行います。

15

【継】〔地域環境課〕

16

17 ○公共用海域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握しま
18 す。【継】〔地域環境課〕

19

20 ○優れた自然風景地等の適正な保護と利用の増進を図るため、自然公園法等に基づく許認
21 可業務を実施します。【継】〔自然環境課〕

22

23 ○自然環境保全地域や自然公園、九州自然歩道については、自然公園指導員や自然環境監
24 視員等の活動を推進することにより、現況把握や適切な利用とその保全活動の充実を
25 図り、必要に応じて標識の整備や巡視などの適切な保全管理を推進します。【継】〔自然
26 環境課〕

27

28 ○鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を
29 実施するとともに、適正な管理や、鳥獣の生態などに関する普及啓発を行っていきます。

30

【継】〔自然環境課〕

31

32 ○海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行い、採取量を制限するなど適正
33 な管理を行います。また、海砂採取の水産資源、海域環境への影響に関する調査研究等
34 を引き続き実施して生態系の保全に留意します。【継】〔監理課〕

35

36 ○名勝や天然記念物、重要文化的景観を保護するため、自然的な価値に配慮して文化財保
37 護法に基づく現状変更の許可等を行います。【継】〔学芸文化課〕

38

39 ○市町村と連携して文化財保護指導委員による国指定・県指定の名勝、天然記念物や重要
40 文化的景観の巡視を行います。【継】〔学芸文化課〕

1

2

3 ⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、温暖化等）の推進

4

5



6

7 ○大村湾環境保全・活性化行動計画に基づく各種施策を関係市町や企業・団体と連携して
8 推進します。【継】〔地域環境課〕

9

10 ○大村湾の環境美化や水質保全等のための浮遊ごみの除去を大村湾をきれいにする会と
11 連携して取り組みます。【継】〔地域環境課〕

12

13 ○諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画に基づき、関係機関と連携
14 し、豊かな水辺環境の保全及び自然と調和した水辺環境の利活用を推進します。(再掲)
15 【継】〔地域環境課〕

16

17 ○第2次長崎県地球温暖化対策（気候変動）実行計画に基づき、温室効果ガス排出抑制等
18 の対策（緩和策）や気候変動の影響への適応策を推進することで、生物多様性の保全に
19 寄与します。【継】〔地域環境課〕

20

21 ○海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道・浄化槽等による汚
22 水処理の普及促進に取り組みます。【継】〔水環境対策課〕

23

24 ○国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海岸漂着物等の回収処理、発生抑
25 制対策事業を実施します。【継】〔資源循環推進課〕

26

27 ○長崎県未来環境条例に基づき「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」、「自
28 動販売機設置届出地区」に指定されている県内の文化遺産周辺地域や自然公園区域に
29 おいて、指定地区の周知・啓発活動及び巡回指導を行います。【継】〔資源循環推進課〕

30

31 ○6月の環境月間に、環境美化活動として空きかん等回収キャンペーンを実施します。
32 【継】〔資源循環推進課〕

33

34 ○国立公園の主要利用地域において、美化清掃に努めます。【継】〔自然環境課〕

35

36 ○国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海岸漂着物等の回収処理を実施
37 します。【継】〔漁港漁場課〕

38

39 ○温室効果ガス吸収源対策として、吸収源である森林を整備します。【継】〔森林整備室〕

40

1

2 <成果指標>

指 標	基 準 値	目 標 值	該 当 施 策
・生物多様性保全活動により維持・再生されたエリアの面積〔自然環境課〕	65ha (R6年度)	100ha(累計) (R12年度)	③
・搬出間伐面積〔森林整備室〕	1,676ha (R5年度)	1,776ha (R12年度)	③、⑤
・「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合〔資源循環推進課〕	7% (R1年度)	7% (R12年度)	⑤
・汚水処理人口普及率〔水環境対策課〕	84.8% (R6年度)	88.7% (R12年度)	⑤

3

4 <活動指標>

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・生物多様性保全活動実施箇所数〔自然環境課〕	84件(累計) (R6年度)	97件(累計) (R12年度)	①、③
・公園計画の見直しを行った自然公園の数〔自然環境課〕	—	2件(累計) (R12年度)	②
・海域環境の保全活動等に取り組む件数(離島漁業再生支援交付金、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業等)〔漁政課・漁港漁場課〕	142件数 (R6年度)	142件数 (R12年度)	③
・自然公園等の巡視回数〔自然環境課〕	—	216回 (毎年度)	①、②、 ④

5

6 <その他の指標>

指 標	基 準 值	目 標 値	該 当 施 策
・絶滅危惧種(絶滅危惧I類)の種数〔自然環境課〕	519種 (R3年度)	519種以下 (レッドリスト見直し時)	①、②、 ③、④、 ⑤

7

8

9

1

2 行動目標3：健全な生態系の確保に向けて、自然環境を適切に保護管理する

3

4 <施策の方向性>

(1) 外来種（国外・国内由来外来種）などに関する理解を深め、放出防止を図る

- ・外来種による生態系への影響やその対策についての正しい理解や知識を広めるとともに、外来種の被害防止3原則（入れない、捨てない、拡げない）などの普及啓発や、外来種の分布や影響についての情報の共有化を進めます。
- ・飼養されている愛玩動物や家畜などの適正管理と逸脱防止を推進します。

施策：①

(2) 外来種などの侵入・定着・拡散による生態系などへの被害発生を回避する

- ・外来種の侵入・定着を未然に防ぐことが重要であるため、県民も含めた監視体制の強化を図り、早期発見に努めます。
- ・侵入・定着が確認された外来種は、関係機関や地元市町、地域住民と連携して、効率的・効果的な防除に努めます。

施策：②

(3) 野生鳥獣の適正な管理を図る

- ・生息数の増加や生息域の拡大が懸念されるイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣について、農林業被害や生態系被害を防止するため、関係機関や地元市町等と連携し、環境改善や防護、効果的な捕獲を組合せた総合的な対策の推進により適正な管理を図ります。

施策：③

(4) 人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、里地里山などの保全を図る

- ・長崎県の島しょ部や中山間地域では、急激に人口減少や高齢化が進んでいます。自然と人間とのかかわりの中で維持され、生物多様性の持続的な恵みを受けてきた里地里山や里海などの二次的自然が荒廃しつつあるため、里地里山などの保全活動の支援や地域を維持するための取組を進めます。

施策：④

5

6

7

1 <施策と具体的な取組>

2 ① 普及啓発



10 ○外来種等の生態や外来種等による被害状況、外来種の被害防止 3 原則（入れない、捨
11 てない、拡げない）、外来種の分布状況を示した長崎県外来種リスト等について、HP や
12 リーフレット等により県民や事業者向けにわかりやすく情報発信し、外来種情報の共
13 有化を推進します。【継】〔自然環境課〕

14 ○鳥獣による生態系や農林水産業等の被害に関する情報提供や野生生物との接し方に関する普及啓発を通じて、野生鳥獣の保護と適正な管理を図ります。【継】〔自然環境課〕

15 ○行政に引き取られる動物を減らし、殺処分される犬猫の減少を図るため、野良猫の不妊
16 化の推進、市町の生活環境被害対策との連携、適正飼養の啓発などを行います。【継】
17 〔生活衛生課〕

18 ② 外来種等の早期発見・防除の推進



○外来種等の侵入・定着・拡散による生物多様性、農林水産業及び県民の安全を守るため、「長崎県外来生物対策協議会」を設置し、関係機関や県内市町等との情報共有等を進めます。【継】〔自然環境課〕

○令和 7 年度に改定した外来種リストを元に市町や県民と連携した取組みを図るとともに、アメリカザリガニ等の重点対策種について防除の実証を行うなどにより、防除手法や防除体制の構築を進めます。【新】〔自然環境課〕

○防除の緊急性が高いアライグマなどの特定外来生物については、現状把握に努めるとともに、市町が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進します。【継】〔農山村対策室〕

○都市公園や道路緑地等における外来種等の生息、生育の状況把握に努めます。【継】〔都
35 市政策課、道路維持課〕

○国と連携して、港湾における特定外来生物であるヒアリの進入状況調査確認と防除等の対策を推進します。【継】〔港湾課〕

1

③ 鳥獣被害等防止対策の推進



○野生鳥獣の適正な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画の策定と計画に基づく運用を進めます。(再掲)【継】〔自然環境課、農山村対策室〕

○深刻な被害を及ぼしているイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の管理のため、捕獲技術の向上や生息数の把握を行うとともに、対馬等においては指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用してニホンジカの集中的な捕獲を行います。【継】〔自然環境課、農山村対策室〕

○野生鳥獣による農作物被害発生箇所や防護柵設置状況及び捕獲場所を一体的にマップ化する情報システム等を活用し、市町が策定する被害防止計画に基づく対策が効率的・効果的に実施されるよう支援します。【継】〔農山村振興課〕

○イノシシ対策A級インストラクターや鳥獣被害対策実施隊員、捕獲従事者などの人材の更なる確保・育成に向け、捕獲技術の向上やICT技術を活用した情報システム利活用の研修等により、対策指導・捕獲体制の強化を図ります。【継】〔農山村振興課〕

○ニホンジカによる新植苗の食害を防ぐための防鹿ネット設置等の被害防止対策の支援を推進します。【継】〔森林整備室〕

○SFTSなど、鳥獣の生息拡大との関連の深い人獣共通感染症等について、関係機関と連携して情報把握に努めます。【新】〔自然環境課〕

④ 里地里山・里海の保全と活用



○市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護、動植物の生息生育環境の保全等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等を支援することにより、希少種等の保護を促進するとともに活動への多様な主体の参画を促進します。(再掲)【拡】〔自然環境課〕

○農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。【継】〔農山村振興課〕

- 中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、集落協定で定めた農業生産活動や多面的機能を増進する活動を行う農業者等を支援します。【継】〔農山村振興課〕
- 農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう活動組織のさらなる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進し、適切な保全管理活動を支援します。【継】〔農山村振興課〕
- 荒廃農地の発生防止及び再生利用を推進します。【継】〔農地利活用推進室〕
- 地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援します。(再掲)【継】〔林政課〕
- 森林等の多面的機能の発揮のため、適切な森林の整備を推進します。【継】〔森林整備室〕
- 漁場保全活動などを行う漁業集落や活動組織への支援を通じて里海の管理を図ります。【新】〔漁政課・漁港漁場課〕

<成果指標>

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・外来種の認知度（県政アンケート） 〔自然環境課〕	73% (R7年度)	78% (R12年度)	①
・アライグマの分布拡大(定着) 〔自然環境課〕	—	新たな地域での定着がない	②
・野生鳥獣による農作物被害額 〔農山村振興課〕	217百万円 (R5年度)	142百万円 (R12年度)	③
・資源保全活動取組面積 〔農山村振興課〕	24,909ha (R5年度)	25,000ha (R12年度)	④

1

2 行動目標4：自然資源を持続的に活用し、魅力ある地域づくりを進める

3

4 <施策の方向性>

(1) 自然資源を活用した産業を育てる

- ・農地などにおいて健全な生態系を維持するためには、生物多様性に配慮した生産活動が行われることが重要であり、生物多様性が有する価値を可視化することにより、新たな経済価値が生まれ、環境と経済の好循環をもたらす可能性があります。そのため、生物多様性に配慮した生産活動を推進します。また、生物多様性に配慮した生産物の附加価値化を推進します。
- ・生物多様性を活用した魅力あふれる観光地づくりを進めるため、国立公園等の利用環境の上質化により魅力を伝えるとともに、生物多様性の恵みによって支えられた地域資源を活用したエコツーリズムやグリーンツーリズム、アドベンチャーツーリズムなどの持続的な観光を推進します。

施策：①、②

(2) 自然資源を活用した地域づくりを進める

- ・バイオマス資源や温泉を生かした商品・サービスの開発の取組を進めます。これらの取組を通じて、雇用創出や產品の販売促進など地域産業の育成を図ります。
- ・地域に特有の美しい景観や豊かな自然を守り生かす地域活動を推進し魅力を向上することで、交流人口や関係人口の増加、女性や若者の定着等を図り、人口減少や少子高齢化等の社会課題の解決を目指します。

施策：③

5

6 <施策と具体的な取組>

7 ① 自然資源を持続的に活用する生産活動の推進



11 ○水産資源の維持、増大及び持続的利用を図るため、漁業者自らが休漁期間等の管理措置
12 を設定した資源管理協定の取組を推進します。【継】〔漁業振興課〕

13

14 ○農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて
15 行なう地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組に対し支援し
16 ます。【継】〔農業イノベーション推進室〕

17

18 ○農作物の安全性や環境保全等に係るリスクを低減するGAPの導入を推進し、消費者
19 や実需者からの信頼を高める産地や農業者の育成を図ります。【継】〔農業イノベーション
20 推進室〕

1
2 ○環境への負荷の少ない施肥や病害虫の管理技術の普及推進を目的とする現地展示圃の
3 設置や講習会の開催等を行います。また、有機栽培等を支援する人材の育成や有機農業
4 者と消費者の交流等の促進を図り有機農業等の取組拡大を進めます。【継】〔農業イノベ
5 ション推進室〕

6
7 ○施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間
8 伐の施業に対して支援します。【継】〔森林整備室〕

9
10 ○森林資源の循環利用を図るためにには、木材利用の推進が求められることから、公共建築
11 物・住宅建築に加え、民間の非住宅等建築物における県産木材の積極的利用を推進しま
12 す。【継】〔林政課〕

13
14 ② 自然資源を活用した持続的な観光の推進



15 ○自然公園施設の整備やドローン等を活用した効率的な維持管理を行い、安全で快適な
16 利用の確保を図ります。【強】〔自然環境課〕

17 ○豊かな自然環境や自然公園施設、自然体験活動等に関する情報を発信し、自然資源の活
18 用を推進します。(再掲)【継】〔自然環境課〕

19 ○島原半島全体の持続的な地域振興のため、国、県、市、民間で連携し、国立公園雲仙の
20 滞在環境の上質化やインバウンド受入れ環境整備を推進します。【継】〔自然環境課〕

21 ○県下の自然公園施設等の利用状況やニーズ等を踏まえ、市町や民間事業者等と連携し
22 て、滞在環境の上質化と体験型コンテンツの造成を推進します。【新】〔自然環境課〕

23 ○ジオパーク活動をはじめとした自然資源等を活用したエコツーリズム等を推進し、地域
24 の振興と自然環境の保全を図ります。【継】〔自然環境課〕

25 ○県内の豊かな自然資源や文化資源をつなぐ九州自然歩道について、市町や民間団体と
26 連携して管理運営・活用を推進します。【新】〔自然環境課〕

③ 自然資源を活用した地域づくりの推進



○国立公園雲仙のミヤマキリシマ等の景観保全をはじめ、自然公園や九州自然歩道などの県内の豊かな自然資源を保全し、活用する地域づくりに、国や関係市町、地域関係者とともに取り組みます。【新】【自然環境課】

○県内の美しい自然景観（砂浜等の自然海岸、棚田等）等を観光資源として発信していくことで、生態系サービスの重要性に対する県民の理解を深め、魅力ある地域づくりや景観の保全に貢献します。【継】【観光振興課】

○地域資源の価値や魅力を活用し、漁村のにぎわいを創出する海業を推進します。【継】
【漁政課】

○農山村地域の資源を活用した農泊の推進により、都市住民等との交流を促進し、地域の活性化を図ります。【継】【農山村振興課】

○持続可能なエネルギー源としてバイオマス材の利用拡大を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入など生産体制を支援します。【継】【林政課】

○まちなみや建造物、樹木などの景観資産を登録し、ゆるやかに保全を行うとともに、長崎県まちづくり景観資産のガイド本である「長崎景色」を公表することで、地域資源としての活用を推進します。また、保全・活用事業への支援を行います。【継】【都市政策課】

<成果指標>

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・ながさきグリーンファーマー認定数 〔農業イノベーション推進室〕	274 経営体 (R6 年度)	1,400 経営体 (R12 年度)	①
・自然公園利用者数 〔自然環境課〕	10,843 千人 (R6 年度)	14,000 千人 (R12 年度)	②、③

<活動指標>

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・自然公園等の上質化実施箇所数 〔自然環境課〕	4 (R6 年度)	15 (R12 年度)	②

1 行動目標 5：生物多様性に関する基礎データの収集・整理と人材育成を進める

2
3
4 <施策の方向性>

(1) 生物多様性に関する基本データの収集・整備を進める

- ・生物多様性の現状や変化を的確に把握することが不可欠であり、科学的データをもとに予防的かつ順応的な態度に基づく取組を進めていくことが重要です。
- ・希少な野生動植物や外来種、重要な生態系の動向をはじめとした生物多様性に関する基礎情報の収集を進めます。

施策：①

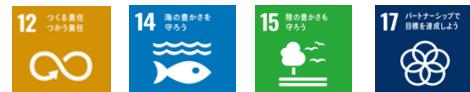
(2) データを活用して理解促進や保全活動を支える人材・体制づくり

- ・情報を施策に活用するためのデータベースの構築などを進めます。
- ・県民の生物多様性の重要性の理解や保全活動への参画促進のため、主体に応じた情報の提供を進めます。
- ・データを収集・活用できる人材の育成や、県内部の体制や地域の大学等と連携の構築に取り組み、発信につなげます。

施策：②③

5 <施策と具体的な取組>

6 ① 基礎データ（野生動植物の生息・生育状況等）の収集



7 ○漂着ごみ等の状況調査を推進します。【継】〔資源循環推進課〕

8 ○ガン・カモ類の飛来状況、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努め、鳥獣保護管理事業
9 計画の策定、鳥獣保護区の設定等に活用します。【継】〔自然環境課〕

10 ○絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、希少種等の生息・生育状況の調査及び情
11 報収集を行い、最新の生息・生育状況を反映したレッドリストの見直しなどに活用しま
12 す。【継】〔自然環境課〕

13 ○鳥インフルエンザ対策として、死亡野鳥調査等を実施します。【継】〔自然環境課〕

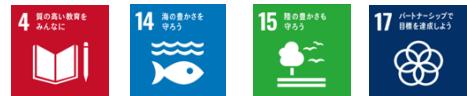
14 ○外来種等の分布状況の把握に努め、必要に応じ外来種リストの更新を行います。【継】
15 〔自然環境課〕

○狩猟鳥獣等の生息状況の把握に努め、鳥獣保護管理事業計画の策定等に活用します。

【継】〔農山村対策室〕

○河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。【継】〔河川課〕

② 自然環境情報の整備、活用



○県内の生物多様性の現状を把握するため、環境省自然環境保全基礎調査結果及び長崎県希少野生動植物調査情報などを整理し、活用します。【拡】〔自然環境課〕

○集積した自然環境情報を希少種等の保護の施策に活用するとともに、公開可能な情報はHP等により県民へ情報提供を行います。【拡】〔自然環境課〕

④ 環境保健研究センターや大学等との連携強化



○自然環境情報の収集や整理、専門家との共有、保全関係者等への情報提供等にあたっては、環境保健研究センターとの連携を強化し、対外的な相談窓口を設けます。【新】〔自然環境課〕

○自然環境情報の収集や整理にあたって、将来にわたって持続的な体制を構築するため、県内の大学等との連携を図り、専門人材のネットワーク化を図ります。【新】〔自然環境課〕

＜活動指標＞

指 標	基 準 値	目 標 値	該 当 施 策
・希少種モニタリングの実施回数〔自然環境課〕	—	25回以上 (毎年度)	①

第3章 戦略の推進

長崎県の豊かな生物多様性を将来にわたって保全するとともに、生物多様性がもたらす恵みを持続的に享受していくために、多様な主体が一体となって、県戦略に基づき、着実に取組を進めることができます。

I. 県戦略の推進

具体的な施策や取組に関しては、長崎県の施策を中心として、関係機関等が設定した主要な取組を基本に、各年度の事業計画を策定し、県戦略の推進を図ります。

その際は、府内組織である「21 長崎県環境づくり推進本部」と長崎県環境審議会を活用し、年度毎に県関係事業に関する実施状況を点検し、県民の意見を加え、その結果を公表します。また、この結果を踏まえ、必要に応じて施策への反映を図っていきます。

2. 県戦略の見直し

県戦略策定後、令和12(2030)年度末を目指し、生物多様性を取り巻く環境の変化や県戦略に基づく施策の進捗状況などを分析した上で、県民の意見を十分聴取し、次期行動計画の策定も含め、県戦略の見直しを行います(図22)。

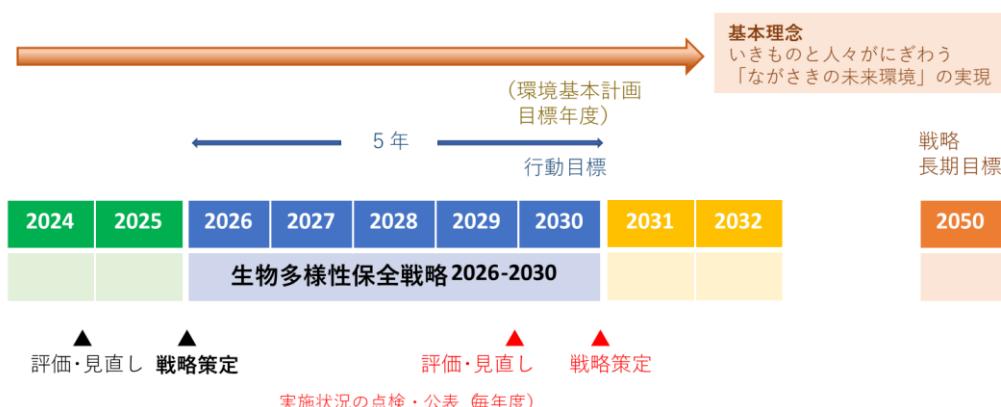


図22 県戦略の点検・見直しスケジュール

3. 各主体の役割

県戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な考え方と県の施策についてとりまとめた計画です。しかし、生物多様性基本法において、国、地方自治体、事業者、国民及び民間団体の責務が規定されているように、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、県が自らの取組を計画的に進めていくことはもちろんのこと、私たち一人ひとりが、それぞれに求められる役割を認識し、行動へと移していくことが求められています。このようなことから、以下にそれぞれの主体に期待される役割を示します(図23)。

1
2 **【県民の役割】**

3 長崎県には森や海といった自然が身近にあり、新鮮な魚介類をはじめ、豊かな食材に
4 恵まれています。このような特徴を最大限活かし、まずは、地元で採れる旬のものを「味
5 わう」、自然や生きものに「ふれる」、自然の素晴らしさを「感じ」「伝える」といった
6 日常生活の中でできることを実践していくことが大切です。

7 また、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品や環境に配慮した商品を選
8 択的に「買う」こと、ペットを野外に放さず最後まで大切に「飼う」こと、保全活動や
9 体験学習会などに「参加する」ことなどを通して、生物多様性について正しく知り、理
10 解することが大切です。

11
12 **【市民団体の役割】**

13 地域に根ざした具体的な保全活動の実践、生物多様性に関する専門的な知見や経験
14 を活かした県民への情報提供、体験学習や環境教育の機会を提供する際の主体として
15 の役割が期待されます。また、行政、企業、博物館、大学、研究機関などと連携し、地
16 域の幅広い関係者を巻き込んだ取組を進めていく際の原動力としても期待されます。
17 さらに、持続可能な生産物であることを認証する制度の推奨など、生物多様性に配慮し
18 た生産活動を行う生産者と消費者をつなぐ役割が期待されます。

19
20 **【農林水産業者の役割】**

21 安全・安心な品質と生物多様性の保全に配慮した農林水産物の供給を求める県民の
22 声が高まっています。また、農林水産業に携わる皆さんは、日頃から一番近くで自然の
23 変化に接しており、生物多様性保全の重要性を肌で感じていることだと思います。

24 例えば、漁業者は資源管理や藻場の再生などの取組を進めるとともに、持続可能な漁
25 業のための取組を県民に周知し理解してもらうことが必要です。

26 農林業においても、GAP（農業生産工程管理）の導入、持続可能な方法によって生産
27 された木材の供給、野生動植物の生息環境の保全に配慮して生産された農産物（減農
28 薬・有機栽培や冬期湛水などによる「いきものブランド米」など）の生産などの事例が
29 あります。

30
31 **【企業等の役割】**

32 企業等の活動においては、生きものに由来する原材料の調達や遺伝子情報の利用、觀
33 光や地域資源としての活用など、様々な形で生物多様性の恵みを受けています。このた
34 め、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、生物多様性に配慮した
35 活動を行い、持続可能な利用に努めることが大切です。

36 そのほか、野生動植物が生息・生育する場としての社有地の保全、市民団体などの活
37 動との連携協力や寄付などによる支援が期待されているほか、異業種間、異分野間での
38 連携や技術協力による生物多様性分野での新たなビジネスの展開が期待されています。

1 **【行政の役割】**

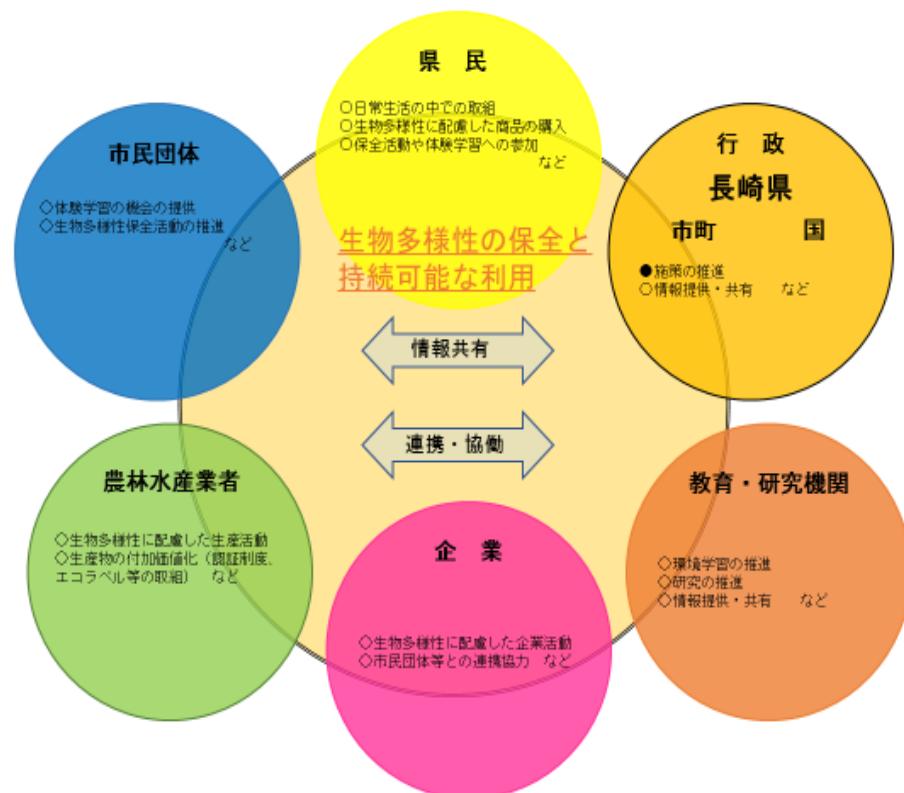
2 県は、県戦略に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を社会経済
3 活動全般に浸透させるため、各種施策を強力に推進するとともに、県民などとの協働や、
4 国や市町との連携・協力を進めるため、積極的な情報交換に努めます。

5 市町は、生物多様性国家戦略や県戦略を参考に、市町版の生物多様性地域戦略を策定
6 することや、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた具体的な取組の推進などに
7 より、地域の具体的な活動に繋げていくことが期待されます。

8 **【教育・研究機関の役割】**

9 小・中・高等学校などの教育機関は、生物多様性に関する環境教育を通じて、持続可
10 能な社会の構築を目指した様々な活動に主体的に参加し環境への責任ある行動ができる
11 県民を育成する役割が期待されます。

12 大学や博物館などの研究機関は、生物多様性に関する知識の普及、専門的な知識や技術
13 を有する人材の育成、生物多様性情報の収集・蓄積・発信、生物多様性についての解明、保全技術の開発などの役割を担うことが期待されます。



18 **図 23 各主体の役割**

1
2 **県内市町の取組事例**
3
4

5 ○長崎市相川休耕田におけるビオトープ保全活動（長崎市）
6

7 【概要】
8

9 耕田されなくなり急速に乾地化した相川町馬乗川平休耕田を、地元自治会をはじめ多
10 様な主体が連携してビオトープとして整備し、現在は希少種の生息・生育環境としての場
11 として維持され、また、自然と触れ合う場として活用されている。
12

13 【背景・課題】
14

15 長崎市相川町にある休耕田は、面積約 7,000 m²の広さを持ち、水田に沿って流れる相
16 川川や式見丘陵を抱える自然豊かな場所である。
17

18 ここは、県や市のレッドリストに記載されるニホンアカガエル、カスミサンショウウオ、
19 ヘイケボタルなどの希少種の生息地として、非常に価値の高いビオトープであったが、平
20 成 8 年頃から水田耕作が無くなったりにより、急速に乾地化が進み、ニホンアカガエル等の希少な野生動植物の絶滅が危惧された。
21

22 【取組】
23

24 そこで、平成 16 年から、長崎市が地元自治会へ協力を仰ぎ、相川休耕田自然再生事業
25 の取組を開始した。この事業では、取水口清掃をはじめとする日常点検、畦づくり、雑草
26 除去やイノシシ被害に係る補修作業などを行っている。
27

28 【成果】
29

30 現在は、地元自治会や長崎市自然環境調査委員が中心となり、NPO 法人環境保全教育
31 研究所や地元企業、長崎大学や長崎総合科学大学なども加わって休耕田の整備を行って
32 おり、ヘイケボタルの飛翔をはじめ、冬場の 12 月から春先の 3 月にかけて、ニホンアカ
33 ガエル、カスミサンショウウオの成体や卵塊が確認される、市内でも貴重なビオトープと
34 なっている。また、長崎市自然環境調査委員が、地元幼稚園から大学・高校・その他市民
35 団体等の様々な団体に対して観察会を実施するなど、自然体験学習の場としても価値の
36 あるものとなっている。



1 ○佐世保市小森川の自然共生サイト認定（佐世保市）

2 【概要】

3 佐世保市南部を流れる二級河川小森川の一部区間（三川内地区）での生物多様性の取組
4 みが、令和7年3月に環境省の『自然共生サイト』に認定され、これに基づき国際的な
5 データベース「OECM」に登録された。

6 【背景・課題】

7 同区間は、市の「保全することが望ましい地域」にも選定されており、湧水由来の清ら
8 かな水質に育まれた里山河川として、国や県のレッドリスト掲載種をはじめ多様な生物
9 が生息する豊かな生態系を維持し、近隣の小学校による環境学習の場としても活用され
10 ている。

11 市内には西海国立公園などの保護地域が存在するが、法的な保護が及ばない身近な自然
12 環境については、将来的な喪失が懸念されており、その保全の仕組みづくりが課題とな
13 っていた。そこで、高いポテンシャルを有する同区間での活動を「見える化」し、市全体
14 の取組みを牽引するモデルとするため、本認定の取得を目指した。

15 【取組】

16 当該地は、かねてより市民団体や市による自然観察等の環境活動が継続されるなど、地
17 域と一体となった取組みが積み重ねられてきた場所である。申請にあたっては、こうした
18 実績を土台としつつ、改めて有識者等による詳細な生物調査を行うとともに、河川管理者
19 である県や地元の自治協議会との合意形成を図るなど、入念な調整を経て認定に至った。

20 【成果】

21 佐世保市は今回の認定・登録を新たな出発点として、地域の自然保護活動を牽引する市
22 民団体や、水生生物に関する専門機関の指導のもと、多くの市民と連携し、市民参加型モ
ニタリングを兼ねた自然観察会やクリーン活動を実施。これらの取組みと効果的な周知
23 を通じて、市域全体での保全活動を展開していく。



1 ○対馬市内におけるツシマウラボシシジミ保全活動（対馬市）

2 【概要】

3 対馬にのみ生息し、対馬市の天然記念物に指定されているツシマウラボシシジミが近
4 年急増しているシカの食害により生息環境を失い絶滅の危機に瀕していることから、対
5 馬市では本種の生息環境の復元及び飼育下繁殖・再導入等の保全活動に取り組んでいる。

6 【背景・課題】

7 ツシマウラボシシジミの幼虫はマメ科植物のヌスピトハギ類のみを食草として利用す
8 るが、ヌスピトハギ類は林縁部など半日陰の環境でよく生育する植物であるため、ツシマ
9 ウラボシシジミも 2000 年代前半までは対馬上島のほぼ全域で見られる普通種であった。

10 しかし、対馬では近年シカの生息数が増加しており、農林業被害のみならず下層植生を
11 はじめ生態系被害が顕著に見られる状況となっている。ヌスピトハギ類もシカ食害によ
12 り激減しており、これにより生息環境が悪化したツシマウラボシシジミは 2013 年には
13 対馬上島の 1 地域のみで確認される状況となり、野生絶滅が危惧されている。

14 【取組】

15 生息域内では地域のボランティア団体や市内の小中高等学校等と連携協力して防鹿柵
16 で囲った保全区の設置や柵内への食草苗の植栽などを実施しており、本種の保全活動を
17 通して市民が生物多様性について考える機会が生まれている。

18 一方、生息域外では飼育下繁殖に取り組む市外の昆虫館や東京大学・大阪公立大学等の
19 研究機関と連携協力する体制を構築し、累代飼育技術が確立され現地へ再導入する個体
20 の安定的確保に繋がっている。

21 【成果】

22 生息域内・域外の保全活動により、野生下における安定的な自立個体群の創出に向けて
23 着実な手ごたえが得られており、多様な主体が連携した希少種保全事業のモデル的取組
24 みとなっている。

